

議長／ただいまから令和4年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

初めに、14番池田ともりの議員。

池田議員／令和4年第4回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

初めに、食品ロスを減らす取組について伺います。

食品ロスの現状ですが、農林水産省によると、2019年度の日本全体の食品ロス量は570万トンと公表され、その内訳は、家庭から261万トン、事業系から309万トンとされています。

食品ロス量は推計を開始した2012年度以降最小値となり、2018年度の600万トンから30万トン減少しています。

あまりにも大きい数値のため実感が湧きませんが、食品ロス削減推進法が施行されて以降、毎年10月30日は「食品ロス削減の日」として各自治体で特色のある取組を進めてきています。

また、2020年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、各自治体で「食品ロス削減推進計画」の策定が努力義務とされてから、2021年6月に、23区では初めて江戸川区が、続いてその年の10月に北区、そして本年7月に世田谷区が策定されました。

特別区の中には、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減推進計画を明示している区がありますが、そうでない区でも、食品ロス削減の取組について各区のホームページから検索すると、関連した事業が紹介されています。

食品ロス発生抑制のための啓発活動、フードドライブの実施や食べ残しゼロや食べきり協力店などの飲食店の紹介、3010運動を推進する宴会場施設の案内など食品ロス削減への取組が明快です。

こちらは杉並区の取組です。

平成30年より区民や事業者に対して食品ロス削減への意識向上を図るため、小盛のメニューの提供や持ち帰り希望者へ対応などをする食品ロス削減に取り組む飲食店等を「食べのこし0（ゼロ）応援店」として登録する事業を開始しています。

本区においても、食べきり協力店と表示された飲食店やホテルなどの宴会場施設でも積極的に食品ロス削減に取り組んでいることを昨年（2020年）の第4回定例会で紹介させていただきました。

行政機関の対応を求めましたが、直接的な回答は得られませんでした。

情報発信について「従来の広報誌やホームページだけでなく、TwitterやLINEのセグメント配信なども活用し、多様な媒体を用いて効果的な広報に努めてまいります」との答弁はあったものの、なかなか進展が見られません。

こちらは区政会館に展示されていた壁面グラフィックです。

東京23区は区民の皆さんと共に食品ロスゼロを目指していると、特別区協議会が家庭への協力を求める展示でした。

各区の関連するページのリンク先では、食品ロス削減への取組の詳細が紹介されています。残念ながら、本区だけがいまだにごみ・リサイクルのサイトのままでした。

情報発信において、行政機関としての役割は大変重要ですので、一日も早い更新が求められます。

一方、区民の皆さんの関心度は高まりつつあります。

今年度、ちよだ環境まつりでも実施されましたフードドライブは、ごみの排出や分別に関したあおぞらふれあい相談を開催している清掃事務所の職員が担当されています。

会場や回数を増やすなど、新たな試みに試行錯誤されている皆さんには日頃より感謝いたします。

持ち寄られた食品は、再利用を図るためNPO団体に寄附しているとのことですが、行政機関として区内事業者との連携の強化が求められます。

また、先日の消費生活センター主催の「くらしの広場」の中で、食品ロスを削減するための冷蔵庫整理収納術の講座が開催され、大好評でした。

さらには、コロナ禍の影響で開催が見送られていた全町会婦人・女性部長研修会では、食品ロス削減について第一人者である井出留美さんによる講演が実施されたように、区民の関心は高まっていると理解いたします。

例えば、千代田区が「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げて取組を進めているように、区内での意識を高めるためには、食品ロス削減の取組について取りまとめる所管を明確にすべきではないでしょうか。

そこで、質問いたします。

食品ロス削減への取組について、飲食店や事業者の取組、区民一人一人の関心度が高まる中、区内を連携し取りまとめる体制が不可欠と考えますが、区の見解をお聞かせください。次に、食品ロス削減推進計画の策定について伺います。

食品ロスのおよそ半分は家庭から発生していると言われています。

消費者のちょっとした意識の変容によって食品ロスは削減することができます。

とはいえ、家庭系から出る量と飲食店やスーパーなどの事業系から発生する量の比率は、各区で様々です。

ここで、政府が推進している取組を3つ紹介いたします。

1つ目は、買い物の際、すぐに食べる、すぐに調理する食品を購入するときに、消費期限や賞味期限が長いものを選ぶと棚の奥から商品を取ることがないように、「てまえどり」を呼びかけています。

消費者が手前から選ぶことで、販売期限切れによる廃棄を減らすことができます。

さきに紹介した杉並区では、大手コンビニチェーンに行政機関からも依頼をして表示の協

力をしてもらっています。

本区としての取組が期待されます。

2つ目は、おいしいめやすです。

「賞味期限」は「おいしく食べることができるめやす」です。

この賞味期限の意味を正しく消費者に伝えるため、消費者庁では令和2年度にコンテストを実施し、選ばれた愛称が「おいしいめやす」です。

画像デザインを店舗等に掲示し、消費者に「賞味期限」の意味への正しい理解を促しています。

3つ目は、飲食店での食べ残しを自己責任で持ち帰ることを呼びかけるフレーズ「m o t t E C O」です。

「もっとエコ」と「持って帰ろう」の2つの意味があり、環境省のコンテストで選ばれました。

外食産業の食品ロス、事業系食品ロスの3割以上です。

店舗での「食べきり」、それでも残った場合は「m o t t E C O」で食品ロス削減が期待されます。

先日、50人前のいわゆるロケ弁の注文を受けた区内のお店で、食べ残しやごみの回収も引き受けたところ、全く手をつけていないお弁当が15個も返却された悲しい思いをしたというオーナーの話を聞きました。

早めに回収できていれば何か手段があったかもしれない、発注者に無駄にしない意識があれば回避できたことかもしれません。

幸いにして、手つかずのお弁当は手分けしておいしく消費したと聞きましたが、売れ残り間際の食品を安価で消費者に提供する取組、フードシェアリング事業の促進を進めたい事業者も多い中、消費者の意識改革が求められています。

それぞれの立場から、現状を理解し行動してもらうために、行政機関として取り組むべき目標を設定する時期ではないでしょうか。

そうすることで、区民一人一人が取り組む目標、飲食店や関係事業者が取り組む目標、行政機関としての役割、教育機関の役割、それぞれが明確になります。

特別区の筆頭区として、本区では、一般廃棄物処理基本計画の見直しの中で検討するだけで十分でしょうか。

そこで、質問いたします。

環境モデル都市千代田として、一般廃棄物処理基本計画から一歩抜け出し、千代田区食品ロス削減推進計画を策定することで、それぞれの役割が明確に示されます。

区の見解をお聞かせください。

次に、今後の環境教育について伺います。

食という字を伝えるとき、「人を良くする」という解釈は本来の成り立ちとは異なるようですが、食べることの大切さや無駄なく食べること、自然の豊かな恵みである「良いもの」

を食べてもらうことから、食は人をよくすると考えることが食育に通じているかもしれません。

学校や園で学んだ環境問題の一つとして、食品ロスを減らすことですが、多方面から幅広く知識を深めることも大切です。

こちらは、食品ロスについて担当した杉並区の職員が考案した絵本です。

幼児にも分かりやすい内容で、保護者の方への発信にも効果があり、読み聞かせとして活用されています。

環境問題について、教職員とはひと味違う伝え方が高評価の要因かもしれません。

また、食品ロスを減らすために家庭でできること、親子クッキング教室や家庭菜園体験講座などに参加することで、地域活動として家族ぐるみで理解が深まるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

環境教育観点から、食品ロス教育、学校給食、食育の推進などの視点を踏まえた食品ロス削減推進計画の策定について、教育委員会としての見解をお聞かせください。

最後に、ドッグランの設置について伺います。

本年6月1日より「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、犬猫等の販売業者には、取り扱う犬や猫にマイクロチップの装着、情報登録の義務化、また、マイクロチップを装着した犬や猫を譲り受けた者は、所有者の変更登録が義務化されました。

さらに、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請等が改正されました。

本区では、災害時の避難所でもペットへの対応が想定されるなど、飼い犬の登録数が増加傾向にあります。

朝夕の散歩だけでなく、旅先など、自由に遊べる場所を求めて各地へ出かけることもあるかと思えます。

そんな中、大手町川端緑道沿いにドッグパークが期間限定で開催されてきました。

大好評の結果、冬場を除き継続的な開催となるようです。

利用については事前登録制となりますが、区内唯一のドッグランに利用者が増えているようです。

一方、区内でも、会場からやや遠方の方や週末には出かけられないという声も聞かれます。日常的にリードをつけて散歩をする際に子ども広場や公園などを利用している方を目に見ますが、お子さんが遊んでいるときは避けて通ります。

例えば、遊具がない公園や広場を一時だけでも時間を区切って、仕切りを作ってドッグランとして開放できるような有効活用ができないか、それも共生社会の在り方かもしれません。

区民アンケートの中にも、ペットが自由に走り回れる公園があったらいいとの声があるように、区内には低未利用地やあまり利用されていない児童遊園がありますが、その活用に

ついて思考できないか、その余地があるのではないのでしょうか。

樋口区長の政策の一部に「ドッグランの推進」と掲げています。

ぜひ区長の推進するドッグランの在り方をお聞かせください。

そこで質問いたします。

民間との連携を足がかりに、低未利用地や児童遊園などを利活用してドッグランの設置を期待いたしますが、見解をお聞かせください。

以上、これまでの、そしてこれからの世代をつなぐため、食品ロスを減らす取組について、そして、ドッグランの設置について伺いました。

区長、教育長、関係理事者の明快な答弁を求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／池田議員の御質問のうち、食品ロス削減推進計画策定についての教育委員会の見解についてお答えいたします。

持続可能な社会のづくり手としての人材を育成する学校教育にとって、環境教育は重要な要素の一つであると認識しており、現在も教育委員会と各学校の連携の下、環境教育を推進しているところです。

食品ロスを減らす取組については、各教科や総合的な学習の時間等の中で、食品ロスの問題や日常の食生活における環境への配慮を扱い、SDGsの観点からも学習をしています。また、食育の観点では、毎日の弁当や給食を通して、残さず食べることの大切さ、作ってくれた人への感謝の気持ちなどを育む指導を進めるとともに、園庭や校庭を利用して、ふだん経験できないような田植えや稲刈り、野菜作りなどの食育や農業に関する体験学習を行っている学校、園もございます。

こうした取組や給食だよりを活用することで、食べ物を大切に思う心を子供たちが家族と共有することにより、家族にも食べ物を大切に思う気持ちが芽生え、食品ロス削減への認識が深まるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後「食品ロス削減推進計画」が策定されれば、食の大切さや食品ロスが及ぼす環境への影響についての学習等を、当該計画を踏まえて推進し、子供たちの意識をより一層高めていくとともに、家庭や地域と連携した食品ロス削減をはじめとした環境教育に引き続き取り組んでまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／池田議員の食品ロス削減に関する御質問にお答えいたします。

初めに、食品ロス削減に向けた庁内連携についてのお尋ねがございました。

食品ロスの削減は、ごみ減量、ゼロカーボンなど、清掃事務所や環境政策部門が中心となって検討すべき課題であると認識しています。

しかしながら、飲食店における食べ残しの削減、フードドライブの実施、家庭における消費の行動変容促進など、その実践には商工振興や消費生活部門との連携が不可欠であります。

また、食品ロスの削減に向けて、子供たちに食の楽しさや大切さを理解してもらうことも重要であり、こども部や保健所との連携も欠かせません。

また、情報発信やマッチングなどデジタル技術の活用、さらに、区職員自らの意識改革も重要であり、食品ロス削減は区の組織横断的な連携体制の下で計画の策定や施策の推進を図ってまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画の一部分でない独立した食品ロス削減推進計画の策定についてのお尋ねがございました。

現在、平成29年に策定した第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画の見直しの時期を迎えております。

昨年、第4回区議会定例会において、池田区議の御質問に対して、一般廃棄物処理基本計画を見直す中で食品ロス削減推進計画策定に向けた検討を進めていく旨、御答弁をいたしました。

しかしながら、先ほど御答弁申し上げたとおり、食品ロス削減は全庁的な課題であり、さらに家庭、学校、消費者、飲食店や小売店とそのサプライチェーンなど、様々な主体に関わる取組として、広範な理解を得て進める必要があります。

また、我が国の中枢機能が集積し、24時間活発で多様な都市活動が繰り広げられ、昼間人口が夜間人口の10倍を超えるという千代田区の地域特性を踏まえると、食品ロスの現状とその削減に向けて、様々な観点から深く検討する必要があると考えます。

こうしたことから、一般廃棄物処理基本計画の一つの章というような形ではなく、独立した分野別計画として策定する方向で検討をしております。

次に、ドッグランの設置に関する御質問にお答えいたします。

飼い犬の登録数の増加や、いわゆる「ペットの家族化」が進展する中で、ドッグランに対するニーズは高まっているものと認識をしております。

一方で、極めて高度に都市化が進む千代田区では、ドッグラン用地に必要な面積の確保や近隣の理解など場所の問題や運営の担い手、財源などの課題があることから、まずは民間との連携により、こうした課題の解決に向けた検証を行ってまいりました。

平成30年、令和2年、大手町川端緑道において、期間限定で小規模なドッグランが試行開設されました。

事業者やエリアマネジメント団体を区が支援する形で実施したものであります。

以降、令和3年には10月、11月の2か月間継続して開設され、本年は7月から来年の3月まで、冬季の1・2月を除く週末のみですが、長期にわたる試行が行われております。

100平米に満たない小規模なものですが、昨年2か月間の運用で、登録455件、利用は延べ1241件あり、利用者アンケートでは、約8割が全体的印象として「非常に良い」、または「良い」と回答をしていると伺っております。

大手町という場所柄、神田地域からの利用が多くを占めました。

今後、この試行の実績、評価等を踏まえ、同地域での継続実施や他地域のエリアマネジメント団体との連携、区の道路や広場、暫定空地の利活用など、さらなる実施の可能性を検討してまいります。

一方で、区の公園等における常設等につきましては、現在「公園・児童遊園等整備方針」の改定を進めており、公園等に求められる機能の一つとしてドッグランを位置づけ、設置可能な場所やしつらえ、期間や時間帯、運営方法等、設置の可能性を検討してまいります。

議長／次に、21番林則行議員。

林議員／令和4年第4回定例会、千代田区議会自由民主党として一般質問いたします。

初めに、健康寿命と予防接種について伺います。

千代田区は、定期予防接種に加え、効果の高いとされる任意の予防接種を無料化や、費用助成を行い、疾病予防や重症化予防を図り健康の維持に努めています。

例えば、高齢者の肺炎球菌予防接種は、定期接種に加え、満65歳以上で定期予防接種の対象者以外で、過去5年以内に肺炎球菌の予防接種を受けていない方を対象に自己負担4000円で接種できる費用助成があります。

例えば大人の風しんは地域で流行を防ぎ、妊婦と胎児の健康を守るため、19歳以上の女性やそのパートナー、同居家族の方、30歳から50歳までの男性などを対象に全額助成を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行による医療費の逼迫を防止するため、インフルエンザ予防接種費用助成を拡大し無料としています。

一方で、区独自の接種助成がないのが带状疱疹です。

体の一部にピリピリした痛みが現れ、赤い発疹が出る病気で、子供の頃にかかった水痘（水ぼうそう）ウイルスが原因で起こります。

「水痘・带状疱疹ウイルス」は、水ぼうそうが治まった後も体内に潜み続け、日本人の9割がこのウイルスを持っています。

加齢や疲労などで免疫力が低下すると急激に活動を始め、増殖、発症し、その発生率は40代までで年に1000人のうち3人、50代は7人、70代では10人を超える方が発症します。

带状疱疹は夜も眠れないほどの強い痛みを経験する方もおり、顔面に症状が出た場合、顔面神経麻痺や難聴、めまい、目の周りでは角膜炎などを起こし、失明することがあります。

また、50歳以上で带状疱疹にかかった方の約2割が、3か月以上痛みが続く「带状疱疹

後神経痛」になるなど高齢者の場合は引きこもり、寝たきりとなる可能性も高くなります。帯状疱疹を予防するワクチンは、従来の水痘ワクチンと令和2年に認可されたシングリックスの2種類あります。

水痘ワクチンとは、その効果も金額も大きく異なり、接種費用は5万円を超える高額です。抑制効果が9年間も継続し、免疫が落ちた方でも使える厚生科学審議会での定期接種化に向け議論されているワクチンの一つです。

50歳以上の本区の人口は約2万4000人。

毎年約1000人の方が50歳になります。

仮に高額の不活化ワクチン5万円を全額補助し、全員接種したとしても初年度は約12億円。

以降は、毎年5000万円程度です。

費用助成により接種する区民も増え、健康寿命の増進が図られます。

次に、HPVワクチンです。

本年第2回定例会で質問した、子宮頸がんを予防するHPVワクチンについて、厚生労働省は11月8日、より効果が高いとする「9価HPVワクチン」の公費による定期接種化を来年4月より開始する方針を決定しました。

従来の2価、4価ワクチンと同様に小学6年生から高校生1年生相当の女性、過去に定期接種の機会を逃した1997年度から2005年度まで生まれの女性が今年4月からの3年間、公費の助成を受けられるキャッチアップ接種も9価ワクチンを使用でき、子宮頸がん予防が前に進みました。

以上を踏まえて4点お尋ねいたします。

定期予防接種以外の任意の予防接種について、どのような基準で費用助成を行っているのか。

来年度以降、どのように行っていく、区の考え方について、具体的にお答えください。

任意の予防接種である帯状疱疹ワクチン接種が与える効果と費用助成の必要性と取組状況について区の考えをお示してください。

従来のワクチンと比較し、子宮頸がんの予防効果が高いと証明されている9価ワクチンについて、令和5年4月の国の定期接種化を待たず、一刻も早く助成を開始できるよう、区はどのような実施計画を立てているのか、お答えください。

次に、公園の整備計画について伺います。

令和4年第1回定例会で、平成19年策定の「公園・児童遊園等整備方針」を踏まえ、トイレの整備について、公園整備における子育て機能の強化や環境への配慮を提案いたしました。

その際、「公園・児童遊園等の利用実態を把握するために調査を行い、地域の声に耳を傾けながら、地域特性に沿った魅力ある整備、運用に向けて検討を深める」との答弁があり、今年度「公園・児童遊園等整備方針」の改定に向けて、実態調査などの取組が進められて

います。

「公園・児童遊園等整備方針」は、平成19年に策定されました。

この間、千代田区の人口の推移は、平成19年は4万4954人、14歳以下の年少人口は約4900人でした。

15年後の今、人口は6万7049人、年少人口は9207人です。

人口は、約2万2000人、14歳以下は約4300人増えています。

約50%の人が増加し、多くがいわゆるファミリー世帯や単身世帯であり、マンション等に居住しています。

地域コミュニティの様相も大きく変化し、交流拠点である公園の在り方も影響しています。年少人口の増加は、保育園のニーズの高まり、「待機児童」「代替園庭」の問題が発生いたしました。

その後、学校の教室不足など設備の狭小化は大きな課題であり、教育環境に影響が出ています。

子供の遊び場であり、居場所である公園や児童遊園等に対するニーズも変化し、多様化しています。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症がまん延し、第8波を迎えています。

コロナ禍を経験し、公園など屋外の公共空間の重要性が再認識されています。

歩いて楽しい居心地のよい「ウォーカブルなまちづくり」を進める地域の滞留拠点として、アフターコロナに対応した整備・活用が求められています。

千代田区は、土地の高度利用が進み、地価が高く公園を整備することは難しい課題です。

新たな公園整備の可能性も模索しつつ、人口動向の変化や社会を取り巻く環境の変化に対応するため、計画的な整備・改修を進める必要があります。現在進行中の「公園・児童遊園等の整備方針」改定は、極めて重要です。

昨年5月、都心区の一つである渋谷区が「魅力ある公園整備計画」を策定しました。

公園等の整備に向けては大いに参考になるものです。

渋谷区は、平成27年新区長が誕生、翌28年に10月に基本構想、「ちがいをちからに変える街」を将来像を策定しました。

基本構想に基づき平成29年「長期基本計画」を策定、令和3年5月個別計画である「渋谷区魅力ある公園整備計画」を策定しました。

この計画策定の背景の中で、これまでの公園整備について「限られた敷地に遊具や緑地を整備してきた結果、画一的な場所となり、魅力とは言い難い場所になっている」と示しております。

また、公園の課題として、小規模公園が多いこと、あまり利用されていない公園があること、画一的な整備となっていること、遊具の種類が乏しいことなどが挙げられています。

多くの地方公共団体に共通する課題であり、千代田区の公園等の現状とも重なります。

そして、課題の解決に向けて「特色のある公園づくり」「利用者ニーズを反映した公園づく

り」が必要とされ、公園を「渋谷区の顔となる公園」「エリアの顔となる公園」「地域の顔となる公園」に類型化し、それぞれの将来像を設定の上、整備の方針を定めています。

さらに、有識者や地域のアイデア、アンケート調査結果から類型化に対応しながら、魅力アップ案をまとめ、今後の公園整備に活用していくとしています。

魅力アップ案の内容では、初めに、「遊びの可能性に挑戦し続ける」では、インクルーシブな公園整備や幼児、児童が安心して飽きずに遊べる空間の整備などが示されています。

公園が保育所の代替園庭として活用されている千代田区でも、子供の目線での整備することは必要です。

次の、「世界一〇〇な」では、一定範囲の地域内の面積が小さな公園には砂場しかない公園、紅葉する木が1本だけある公園など、役割を分担させ、個性を持たせるということが示されています。

どの公園も同じような舗装・遊具を施す整備から、それぞれに個性を持たせた整備を進めることを求めています。

千代田区でも遊具等が画一的であるという声があります。

また、「多様性にふさわしいルールを」では、ボールを蹴ってもよい公園など多様なルール作りの可能性を示し、これまでの行政の公園管理の考え方から一歩踏み込んだ多様な活用の方向性について記載しています。

千代田区も、ボール遊びや花火ができる公園があったらいいという声が多くあります。

渋谷区の魅力ある公園整備計画では、地域社会の変化、ニーズの多様化に対応し個性ある整備やその活用に向けて、一般論だけでなく、アイデアも示しており、参考にすべきものがあります。

次に、基本構想との関係についてです。

渋谷区は基本構想の将来像を長期基本計画に位置づけ、公園の整備計画を個別計画として策定しました。

千代田区では現在基本構想を策定中ですが、基本計画を策定しないので、分野別計画との関係をどのように体系づけるかが課題となるはずですが。

分野別計画が基本構想との関係を相互調整し、地方公共団体としての行政計画になるはずですが。

以上を踏まえてお尋ねいたします。

公園・児童遊園等整備方針の平成19年度からの成果と課題。

現在、「公園・児童遊園等整備方針」改定に向けた実態調査の概要と対象者など進捗状況。

「公園等の利用実態に関するアンケート調査」の目的、その活用方法。

渋谷区の「魅力ある公園整備計画」では公園の「画一的な整備」が課題と示されていますが、千代田区は、公園の舗装や遊具など画一的な整備が課題として認識されているか。

公園整備の課題解決に向けて、千代田区として公園整備の類型化と目標像。

また、渋谷区の魅力アップ案には、子供の目線からアイデアも掲げられております。

こうした観点からの公園の整備のアイデア等を示していくことが必要だと思いますが、千代田区の見解は。

現時点で、整備方針の内容についてどのようなものを想定しているとか。

最後に、第4次基本構想、仮称ですが、との分野別計画の新たな関係と体系について。

以上、明快な答弁をお願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／林議員の予防接種に関する御質問にお答えします。

予防接種法に基づく定期予防接種以外で、国が承認した任意の予防接種のうち、国内の感染症の流行状況等を鑑み、周囲への感染性があり、公衆衛生上集団免疫を持つことが必要と判断される疾病や、発症し、重症化すると命に関わる、もしくは後遺症の可能性がある疾病に予防効果のある予防接種を基準として、区独自の助成対象として選定しております。様々な予防接種がある中で、来年度以降、助成対象を追加するかどうかにつきましては、来年度当初予算の中で鋭意検討しておりますが、基本的には、これまでと同様の基準に照らして判断する方向です。

次に、帯状疱疹ワクチン接種の効果と費用助成の必要性、取組状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、成人の90%以上が帯状疱疹ウイルスの抗体を保有していることから、多くの方が帯状疱疹の発症リスクを有しており、最近では、新型コロナウイルス感染症の感染後の体力低下時に発症する例も見られます。

帯状疱疹ワクチンにつきましては、国立感染症研究所の研究結果などから、区としても発症や後遺症の予防等に一定の効果があるものと認識し、現在、全国の導入事例を研究し、接種対象年齢や接種率による罹患数・後遺症発症数・医療費のシミュレーションを行っており、費用助成について検討を進めてまいります。

次に、9価HPVワクチンに関する区の実施計画についてお答えします。

9価HPVワクチンは、国内では令和2年7月に使用が承認された一方で、現在はまだ、国の定期予防接種に含まれていないため、万が一、接種後に健康被害が生じた場合でも、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の対象にならないなど、区民に対する補償体制が万全ではない状況です。

こうしたことから、区としては、区民が安心してワクチンを接種できるよう、国の定期接種化が開始される令和5年4月1日に向けて、適切な情報提供と、丁寧な相談対応を行いつつ、準備を進めておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／林議員の区立公園の整備計画に関する御質問にお答えいたします。

まず、公園・児童遊園等整備方針の成果と課題についてのお尋ねがございました。

これまで、区の公園・児童遊園の整備は、平成19年に策定した整備方針に基づき「魅力の再構築」「基本的機能の強化」「子育て支援機能の強化」「地域住民等との協働による維持管理」の4つの方針を掲げ、その整備に向けて取り組んでまいりました。

方針策定後、整備を開始した公園は、現在工事中の東郷元帥記念公園を含め8園ございます。

整備前と比べ、一定の成果はあったと認識しておりますが、方針策定後15年が経過し、御指摘のように、人口はおよそ1.5倍、特にファミリー世帯が増加いたしました。

これにより、公園や保育の需要が高まり、特に公園が保育園の代替園庭として活用されるなど、利用実態も変化しております。

また、アフターコロナにおける公園の在り方についても考慮する必要があることから、改訂の検討を開始したところでございます。

次に、アンケートの調査概要と目的、活用方法について、お尋ねがございました。

方針改定に当たり、公園等の利用実態やニーズを把握するために、利用者である子供の意見や地域の皆様の意見にも耳を傾け、地域特性に沿った魅力ある整備・運用に向けた検討が図られるよう、調査を実施いたしております。

調査対象、配布数につきましては、無作為抽出による区民アンケートとして、2000名、乳幼児の保護者、関連施設職員向け約3500名、小学生向け5100名、中学生向け6600名、小学校の保護者・教員向け5600名、計約2万3000名に配布するほか、公園等現場における掲示や、広報誌、ホームページへの掲載、さらには、各出張所等や区掲示板への掲示、また、小学生の保護者が導入しているアプリ「すぐー」での案内をいたしております。

この調査結果から、個々の公園だけではなく、一定の範囲内における公園等へのニーズも把握するなど、多角的に分析をしております。

次に、公園の「画一的な整備」を課題として認識しているか。

そして、その課題解決に向けた、公園整備の類型化と目標像についてのお尋ねがございました。

これまでの整備方針では、全ての公園が同様の機能を備え、利用に当たり一定の行為を禁止するなど、子供が遊びたいと思うニーズに十分応えられていないという現状がございました。

これまでも、公園利用者の要望として、ボール遊びやスケートボード、ドッグラン、加えて自転車の練習や花火など、様々な声が寄せられております。

現状では、公園面積に限りがあることなどから、安全性に配慮し、こうした利用は制限せざるを得ない状況でございます。

区内全体を一定の範囲で分け、利用実態やニーズに合わせて公園機能を分散し、例えば、

これまでの遊具だけではなく、ボール遊びのできる公園や休養を目的とした公園など、目的別に分類することができれば、多様な利用者のニーズにも応えられる可能性がございました。

特色ある整備について、周辺地域の理解を得ることが課題になると考えますが、公園整備の類型化と目的像の設定については方針改訂の中で検討させていただきます。

また、御指摘の渋谷区の子供の目線からのアイデアを取り入れるなど、公園整備の考え方や、他の自治体の先駆的な取組事例も参考としながら、誰もが自分の好きな遊びを見つけ、楽しく「使いたい」「遊びたい」と思える公園づくりを目指してまいります。

整備方針の内容はとのお尋ねですが、現時点で実態調査を実施しているところであり、まだ骨子の検討にも入っていないところでございます。

今回御指摘いただいた「画一化の課題」「類型化」などのキーワード、渋谷区の方針などを参考にして、検討を深めてまいります。

次に、基本構想と分野別計画の関係についてのお尋ねがございました。

今後、基本構想のたたき台の分野別将来像「安らぎを感じ、安心して快適にくらせるまち」実現に向けた計画として位置づけるとともに、都市づくり分野の最上位の計画である都市計画マスタープランや緑の基本計画などの法定計画との整合・連携を図りながら改訂を進めてまいります。

議長／次に、3番長谷川みえこ議員。

長谷川議員／2022年第4回定例会におきまして、一般質問をいたします。

まず初めに、義務教育の児童・生徒への給食費について伺います。

現在、円安、原油の値上がり、物価高騰により、国民の生活が非常に厳しい状況に置かれています。

長引くコロナ禍、物価が上がっても賃金や年金の支給額は変わらず、国が行った非課税世帯への一時的な給付だけでは焼け石に水と言わざるを得ません。

区民への継続的な支援が必要ではないでしょうか。

昨年度の一般会計形式収支は約22億円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は17億円余りでした。

コロナ禍で実施できなかった事業が多く、執行残が生じたことは致し方ないと受け止めています。

そこで、ただ繰り越すだけでなく、未来を担う子供たちのために子育て世帯に還元してはいかがでしょうか。

まずはコロナ禍が収束するまでの期間、この17億円で給食費を無償とし、その期間に区の経済状況を鑑み、継続可能であれば予算をつけて引き続き無償にできるのではないのでしょうか。

来年度から給食費を無償化する葛飾区や現在検討中の世田谷区は、住民が多くても無償化を進めています。

杉並区の岸本区長は、6月の選挙戦で給食費の無償化を訴えて当選しています。

学校給食法では「食材は保護者負担とする」とされていますが、文部科学省はこの法律について、「自治体が保護者分を負担して、無償化することをさまたげるものではない」との考えをNHKが報道しています。

同報道で明らかにされた各区のアンケートに千代田区は、「区内の子どもの一定数は私立に通っており、公立の学校のみが給食費を無償化にすると不公平感が出る」と回答していましたが、学校選択は子供の意見を尊重し、保護者が自ら私立か公立か選択されています。

来年度の給食の食材費は約3億円の見込みと伺っています。

そのうち1食当たり45円の補助分と就学援助制度による区の負担を差し引くと、保護者負担額は、小学校が1億7000万円、中学校が5000万円、中等教育学校が3000万円、区立小中学校の給食費保護者負担の合計は約2億5000万円です。

円安と気候変動の影響を受け、海外からの輸入がほとんどと言える小麦や油、飼育動物の餌となるとうもろこしなど、全て値上がりしています。

保護者負担額は、昨年度の執行残17億円内で十分対応できるのではないのでしょうか。

給食も教育の一環として認識され始めたことから、自治体判断で給食費の無償化が進められているのではないのでしょうか。

一時的な給付ではない継続的な支援が必要です。

そこで質問いたします。

物価高騰による子育て世帯への支援として、また、未来を担う児童・生徒の大切な食事のうちの1食である学校給食を無償にしていかがでしょうか。

文部科学省は給食法について、「自治体負担による無償化をさまたげるものではない」としています。

改めて給食費の無償化について、千代田区の見解をお示してください。

次に、安心生活見守り台帳についてお伺いします。

千代田区では、平成23年度から「災害時要援護者名簿」（後の避難行動要支援者名簿）と「高齢者見守り台帳」を統合し、「千代田区安心生活見守り台帳」を作成しています。

日常的に不安を感じる方が、御自身の情報を事前に区に登録するものです。

「安心生活見守り台帳」の登録対象者は、千代田区にお住まいの方で、65歳以上、介護保険における要介護・要支援の認定を受けている方、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、もしくは自立支援医療受給者証をお持ちの方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成を受けている方が対象となっています。

「安心生活見守り台帳」に登録された方のうち、災害発生時に自力で避難することが難しく、関係機関への情報提供を了承した方について「避難行動要支援者名簿」に登録され、災害時に安否確認、避難所誘導、救出救護活動に活用されます。

また、災害発生時には迅速に避難できるよう「個別避難計画」の作成が進められています。豪雨や河川氾濫などによる浸水時の避難は、避難するタイミングの見極めが難しいと言われており、逃げ遅れのないよう事前にどこに避難するのか、どなたに協力いただけるのか、情報を整理することが大切ではないかと考えます。

いま一度「安心生活見守り台帳」に登録されている避難弱者に漏れないか確認が必要ではないでしょうか。

「安心生活見守り台帳」の対象者は、日常的に不安を感じる方となっています。

家族と同居しているが、日中は高齢者お一人である方、フレイルの方、若年性認知症患者、手帳発行に至らない発達障害者など、緊急時に様々な対応ができるよう登録対象を広げてはいかがでしょうか。

御高齢者の登録時には、御希望に応じて登録番号入りの高齢者見守りキーホルダーをお渡ししていますが、お体の具合、御事情に応じて65歳以下でもお渡しできるような配慮も必要です。

また、障害をお持ちの方には、千代田区が発行しているヘルプカードへの登録ができます。高齢者見守りキーホルダーと同様に、個人情報には外に見えず、登録番号により情報が確認できます。

発達障害と診断されていても愛の手帳を発行されていない、一人通学をしている児童・生徒など、必要とする方にも対象を広げてはいかがでしょうか。

そこで質問いたします。

「安心生活見守り台帳」の対象者を状況に応じて拡充してはいかがでしょうか。

高齢者見守りキーホルダーや千代田区ヘルプカードの対象も、年齢や障害手帳の有無ではなく、合理的配慮として必要とする方に広げてはいかがでしょうか。

現在、登録が必要と思われる災害時要支援者が区内に何人で、そのうち何人登録されているでしょうか。

現在の登録者数を鑑み、周知が十分と考えているのか、さらなる周知が必要であれば、今後どのように要支援者の掘り起こしをしていくのか、緊急災害時に区民の命を守るための対策について、見解をお答えください。

「安心生活見守り台帳」について、もう一点お伺いします。

お一人で生活されている方が急遽病気や怪我で入院したときなど、その方が飼育するペットが室内に取り残され、餓死、または非常に弱った状態で保護されたというニュースを耳にしました。

家族同様に過ごしてきた動物が命を落とすことにならないよう、飼育者の責任として、緊急時の預け先や連絡の取り方を考えておかなければなりません。

「安心生活見守り台帳」の登録の際に、動物の飼育状況、緊急時預け先等の情報も記載してはいかがでしょうか。

そこで質問いたします。

「安心生活見守り台帳」に登録する方が単身者の場合、飼育動物の有無や緊急時の預け先を記載してはいかがでしょうか。

飼育者の責任として、緊急時の備えも必要です。

ドアなどに貼る猫や犬の飼育のステッカーや飼育者が携帯するペット飼育情報カード、自宅に飼育動物がいることを知らせるキーホルダーなど市販のものもありますが、保健所は千代田区内の動物愛護団体等と連携し、リーフレットやステッカーを作成し、イベント等開催時に緊急災害時の対策を周知してはいかがでしょうか。

お答えください。

次に、区民の参画推進のために、未来をつくる若者の意見・要望を政策に反映し、区政に関心を持ってもらえるよう、意見交換の場を設けてはいかがでしょうか。

区の「政策や将来像に関するアンケート」の項目36番に書かれている「区民の参画・協働と開かれた区政を実現します」の重要度について、在住区民は、重要が40.1%、やや重要が41.3%、合わせて81.4%でした。

一方、同項目の在住区民の満足度は、満足が12.7%、やや満足が31.6%、合わせて44.3%と、重要であるが満足と思う方は約半数でした。

先日オンライン参加した「地方議会活性化シンポジウム」で、山形県遊佐町教育委員会社会教育係の方が、「遊佐町少年議会」についてお話されていました。

若者の意見を生かすことの重要性を感じていた当時の町長が明日を担う若者に問いかけたところ、自分たちの力で、自分たちが本当に求める遊佐のまちをつくろうと、2003年に少年町長・少年議員公選事業が実現したそうです。

生徒が自ら立候補し、有権者となる中高生が投票します。

第20期の少年議会の投票率は85.97%だったそうです。

少年議会が独自の予算を持ち、要望書や陳情書の提出により、実際にJRに働きかけをして、電車の時間の変更、街灯・防雪柵の設置など、提案の一部が実現したそうです。

政策を実現するために、少年議会と遊佐町町議会議員との意見交換も実施されました。

この事業の成果として、生徒に自信と責任が生まれた、実際に地域リーダーが育ち始めた、行政も若者の提言を町議会と同等の重みを持って受け止め反映してきたとお話しされました。

その一方で、課題として、新しい候補者が少なく、中高生に関心を持ってもらえる呼びかけや、少年議会を大人に周知し、協働しながら進める必要があるとまとめていました。

若いうちから自治体の在り方に関心を持ってもらうには、新たな取組とPRが大切だと感じました。

千代田区では「出張区長室」が開催されていた時期がありました。

大人は様々な方法で発言する機会があると思いますが、幅広く若者の声も区政に反映できるよう、区内の児童・生徒との意見交換の機会を設けてはいかがでしょうか。

そこで質問いたします。

次世代リーダー育成のため、児童・生徒が区政に関心を持つような取組が必要だと考えます。

子供たちが行政や議会に対して意見を述べる機会をつくることで、次世代を担う気持ちを育むとともに、実際に子供たちが今抱えている問題や困り事、改善が必要なことも見えてくるのではないのでしょうか。

児童・生徒の政治参画に向けた教育についてのお考えと、具体的な取組についてお答えください。

以上、区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／長谷川議員の学校給食の無償化についてお答えいたします。

平成30年12月の参議院文教科学委員会で、地方自治体はその判断によって、学校給食費を全額補助することを否定するものではない旨が確認されたことは区としても認識しております。

本区は平成29年度から、保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進する意図で全児童・生徒の保護者を対象に、学校給食費の一部補助を行っております。

また、物価高騰対策では、先般、従前の1食あたり30円の補助に15円を増額する補正予算を措置いたしました。

さらに、本定例会に補正予算で提案させていただいた「子育て・教育応援給付金」を御活用いただくことにより、さらに経済的負担の軽減が図られるものと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／長谷川議員の安心生活見守り台帳に関する御質問にお答えいたします。

高齢者の見守りや災害等の緊急時に対応するための「千代田区安心生活見守り台帳」には、本年11月20日現在、65歳以上の高齢者や身体障害者手帳をお持ちの区民を中心に5684名の方々に登録をいただいております。

議員御指摘の見守り台帳の登録対象者の拡大については、台帳整備の目的から外れるものでない限り、登録を受け付けることは可能であると認識しております。

次に、緊急時の要支援者数についてですが、現状の個別避難計画上の作成対象者数はおおよそ5700名ですが、見守り台帳の登録対象者数はおおよそ1万4000名に上ると想定されるため、本来、見守り台帳に登録すべき真に支援が必要とされる方の状況を把握し、台帳登録のなかった対象者の需要を掘り起こしながら、適切な支援につなげていくことも

重要であると考えております。

こうした課題の解決のため、要支援対象者の状況把握と新たな要支援者の掘り起こしに向け、見守り台帳登録に関連する所管同士の協議を進めるとともに、3年に1回の台帳更新時期を迎える来年度に向けて、見守り台帳への登録を促す広報・周知活動を積極的に展開してまいります。

また、今後とも、あんしんセンターを中心に実施しているきめ細やかな地域の見守り活動を通じて要支援者の早期発見に努め、見守り台帳への登録と適切な支援につなげてまいります。

次に、見守り台帳にペットの飼育有無、緊急時の預け先を記載できるようにしてはいかかとの御提案でございますが、現状の見守り台帳の登録票においても、自由記述欄に本人以外のその他の情報を記述することは可能でございます。

こうした記述欄の活用事例も紹介していくことで、見守り台帳の使いやすさの向上、運用改善に努めてまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／長谷川議員の安心生活見守り台帳に関する御質問のうち、ペット飼育に関わる緊急時の備えについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、飼い主が急遽、病気やけがで入院したときなど、ペットが取り残されるといった事案が問題となっており、ペット飼育者の責任として、緊急時の備えが必要です。

区では、高齢者から急な入院などでペットに関する相談を受けた場合には、ケアマネジャーやあんしんセンターの相談員からペットの預かり可能な動物病院やペットホテルの紹介をするなど、様々な事情に応じて柔軟に対応を行っております。

また、飼い主には、いわゆる動物愛護法で定められているとおり、ペットをその終生にわたり適正に飼養するよう努めなければなりません。

そのため、普段より、急な飼い主の入院などでペットが取り残されることがないように、万が一に備えて預け先を決めておくなど、ペットの適正な飼い方のルールや災害時の対策について、様々な広報媒体やイベント等を通じて、ペットの飼い方に関するリーフレット等を活用し、福祉担当部署や動物愛護団体などと連携し、普及啓発に取り組んでまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／長谷川議員の開かれた区政に関する御質問にお答えいたします。

初めに、児童・生徒の政治参画に向けた教育についてですが、未来を担う世代の参画意識を早い時期から醸成することは、将来の区民参画の推進につながり、住民自治の充実に資

するものであると考えてございます。

次に、具体的な取組についてですが、本区においては、昨年度、区内中学校、中等教育学校の生徒に対し、区政に関心を持ってもらうことを目的に、区長、教育長、区議会議長が、日頃、生徒たちが思っていることを中心に話を聞く場として「千代田の未来について語る会～座談会～」を開催いたしました。

ここでは、ICT教育や生活環境などに関する意見交換が行われ、生徒からは「千代田区に対する自分なりの提案をすることができた」との声も聞かれたところでございます。

児童・生徒の生の声を聞くことにより、子供たちが抱える問題を見える化し、課題解決につなげていく効果も期待できます。

このため、今後も引き続き、児童・生徒が行政や議会に対して意見を述べる場や機会の創出について検討してまいります。

議長／3番長谷川みえこ議員。

長谷川議員／給食費について、再質問させていただきます。

今回の子育て応援給付金については、18歳以下の子供1人当たり5万円の給付となっております。

子育てや教育環境を維持するためのもので、学校給食の無償化は別のものと考えています。子供のための支援です。

5万円給付とは別に学校給食の無償化を考えなければいけないと思いますけれども、再度御答弁をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／長谷川議員の学校給食費の無償化に関する再質問にお答えいたします。

今回の子育て教育応援給付金、これについては1世帯5万円ということで、これも逆に言えば学校給食費に限ったことではなく、子育て全般で活用していただきたいということで予算化しているものでございます。

したがって、現在のところ無償化は考えておりませんが、今回の補正予算のこの事項も含めまして、引き続き本区として総合的な子育て、教育施策の充実を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番小枝すみ子議員。

小枝議員／2022年第4回定例会において、一般質問をいたします。

常盤橋御門・常磐橋の歴史の「見える化」について伺います。

このたび、10年間で30億円をかけて立派に復元された常磐橋は、般の下に石と書く常磐橋、文明開化の石橋のことですが、ここでまずお伺いするのは、般の下に皿と書く常盤橋、関東大震災後の震災復興橋梁のことです。

令和元年第4回定例会で千代田区議会は「首都高地下化工事に際して解体が危ぶまれる常盤橋の保存を求める意見書」を全会一致で採択し、国土交通大臣、東京都知事宛に提出をいたしました。

あれから3年、この難題に区はどのように関わり、協議する会議体はどのような場だったのでしょうか。

この間の経緯と見通しについてお聞かせください。

これは、令和3年4月の千代田区、石と書くほうの常磐橋特集号です。

ざっくりおさらいいたしますと、平成23年、東日本大震災によって国指定史跡の常盤橋は被災をし、崩落の危険が生じました。

国が認める重要な史跡であることから、文化庁・東京都・千代田区が力を合わせ、震災復興事業の一つとして、伝統を引き継ぐ石工職人の方々、土木の専門家、文化財の先生方、日比谷図書文化館の学芸員の方々、道路公園・地域まちづくり課の職員の方々が、浮世絵や古写真を参考に総力を挙げて復元をされました。

平成23年から令和3年まで足掛け10年、財政においては何と30億円を投じて完成をさせました。

完成時にはコロナ禍であったため、お披露目もマスコミのみになりました。

それ自体は仕方のないことだと思いますが、問題はその後です。

訪れた区民から見ると、1年半を経た今でも、工事現場の状況のまま案内表示板さえも見当たらないのです。

この地図をごらんください。

江戸時代の古地図そのままの道が今の大手町にそのまま残っているのが分かるでしょうか。常磐橋の橋の歴史は諸説ありますが、江戸開府より100年も前、太田道灌の時代にまでさかのぼるとも言われています。

どこまで描けるかはともかくとして、まず取りあえず、江戸城登城の風景や参勤交代などを道並みに表示することで、400年来の2つの門をつなぐ歩きたい道、いわゆるウォークアブルストリートが大手町に出現するのではないのでしょうか。

話を戻します。

江戸期よりこの常磐橋も幾多の大火や地震に見舞われ、その都度、御門と橋は修復された
とあります。

明治10年、今から145年前、小石川門の石垣を使って木橋から石橋へと架け替え、戸
川残花や渋沢栄一氏など、その時々々の有名無名な方々の保存の強い意思によって今につな
がる数奇な運命の橋であることが分かります。

枅形石垣の保存状態が極めて良好であることから、昭和3年、1928年にいち早く国指
定、史跡に指定をされました。

関東大震災でも大きな被害を受けた石のほうの常磐橋は、大正15年、新たな皿のほうの
常盤橋と新たな道路が建設されることにより、修復されずに放置をされていたようです。

いつ壊されてもおかしくなかったと想像いたします。

その再建の先頭に立ったのが再来年に新一万円となる渋沢栄一氏だったと記されています。
渋沢氏は、現在の常磐橋の一带を買い取り東京市に寄附、復興整備事業によって現在の常
盤橋公園が整備されたとも言われ、氏は完成を見ることなく92歳でなくなったと書かれ
ています。

震災後の常磐橋と道路の整備によって、枅形石垣の一部が削り取られるということも起き
ました。

昨今の再開発に伴う整備事業によって、その遺跡が道路下から出土をしたと聞きます。

歴史の重要な遺構として保存活用することも考えるべきと思います。

1点目、国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園計画策定委員会が設置され、議論をして
いるとのこと。

枅形遺跡の出土については、どう議論され、どのように対応したのかお答えください。

先ほどの地図にもあるように、今後も隣接のビル建て替えに伴い、枅形遺跡が出土する可
能性は高いと思います。

枅形門跡の遺跡、公園、石の常磐橋、皿の常盤橋そして、都電のためにかけられた新常盤
橋、水運やスイトウ掘り割りの歴史。

日本銀行や日本橋など一連の遺構を、5つの時代をもしかするともっと長い歴史を駆け抜
ける物語として表現し、子供たちも楽しく学べる記念館として整備するなどの検討はされ
ているでしょうか。

390メートルの開発について疑問も異論もありますけれども、こうした地域、まちが動
いているときに判断をしていかなければ、未来永劫動くこともできません。

お考えを伺います。

道路と公園、広場を一体的に整備し、専門家の知恵もいただいて枅形遺跡を可能な限り見
えるよう工夫し、大手門への導線を江戸城登城の風景とともに、歴史散歩コースとして整
備するチャンスとも考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。

現状はこの状態にあります。

渋沢像の周辺は仮設の鉄板やがれきに囲われ、石垣の上や公園内はところどころ草が伸び放題です。

何年までにどのように整備するのかを都民、区民に見せていくことは必要です。

いつまでに何を行う予定か、お答えをください。

浮世絵や古写真、古地図を貼り付け、ここに日銀がある意味や建築家辰野金吾の物語、出身藩や高橋是清氏、コンドルの話など、現場を改善すると同時に、建築史、土木史、民俗史、様々な角度からストーリーをまとめていくプロジェクトチームが必要ではないでしょうか、お答えください。

次に、「常磐橋」修復工事の際に出土した木製品（杭など）の保存について、伺います。

橋を支えていた松くいや当時の土木技術を伺い知る様々な木製品が出土したと現地で説明を受けました。

大型の扇風機の風を当て、温度管理をしているところも見学させていただきました。

その際、現場に応急的にプレハブを設置し、外から見えるようにして解説などの説明板も設置していくとの説明がありました。

現在は、どこにどのように保存をされていますでしょうか。

木製品の保存は温湿度管理が必要と聞いています。

現状と、今後の保存活用の考え方についてお答えください。

次に、コロナ後を展望して、お披露目のイベントについて伺います。

例えば、一つ一つの丁寧に石を組み直した石細工の職人さんたちもお呼びしてその労苦をねぎらい、先人たちの思いと苦勞を子供たちにも伝えるとともに、古都としての東京を振り返るのに最もふさわしい場所、5つの時代を駆け抜ける場所として、船着き場のある中央区などとも連携し、何らかのお披露目の方法を検討してはどうでしょうか、お考えを伺います。

次に、大きな2点目、首都直下地震への備えについて伺います。

来年は関東大震災から100年になります。

マグニチュード7クラスの首都直下地震への懸念が高まっています。

正しく恐れるという言葉もありますが、私たちの災害に対する備えは、まだまだ不十分です。

夜間人口の86%、10人のうち9人がマンションに住まう千代田区において、やがて来る災害の現実に目を向け、日々減災のための備えをいかに進めるかは平時における行政の最大の任務であります。

11月5日、地域避難所の開設訓練に参加をさせていただきました。

東日本大震災時の経験値も取り入れ、かつての訓練より今日的な仕様になっていることを感じる場面もありました。

コロナ対策としての受付、健康チェックリストでの把握と取り分け、段ボールベッドの組

立とゾーン分け、大型で移動型のバッテリー、ペットのゲージなど、少し前にはなかったような様々な備蓄と仕組みが整いつつあります。

少し遡りますが、令和元年11月、区議会災害時要配慮者等特別委員会で、鍵屋一跡見学園女子大学教授をお呼びして、福祉防災の在り方について勉強会が開催されました。

鍵屋先生は、元板橋区の危機管理担当部長で、板橋区議会事務局長でもあったという方でしたが、先生は「正常化の偏見」という表現を用いて、「自分は大丈夫と思い込み、自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価してしまう人間の特性がある」と話されました。

避難所開設後、先生のテキストに沿って検証すると、避難所開設の現場はたしかに3・11、コロナ後の教訓を加味して現実対応型に改善されつつあります。

しかし、ここでは大きなところで見過ごせない問題が発生していることを申し上げなければなりません。

人口増加と過密化によって、避難所の定数がオーバーしてしまったところが出てきています。

その改善について指摘をされると、あっという間に避難所の定数そのものを増やしてしまったのです。

これは、極めて不安な行為です。

行政の中に根強い「正常化の偏見」、すなわち千代田区は大丈夫という安易な発想が蔓延していないでしょうか。

一体これは、どなたの指示でいつ行ったのか、判断をしたのか、明確にお答えいただきたいと思います。

過去の定数によると、定員オーバーしている避難所があればお答えをください。

NHKの特集であなたを襲う震度7の衝撃「パラレル東京」という番組が放映されました。主人公を演じる小柴風花さんは、台本を読んで「恐怖で涙が出た」「家族会議で家に集合ねと話していたけれど、外で地震にあったら家に帰りたいたいと思っていたけれど、それをしちゃいけない」「家族が心配だし、不安だし」でもとどまらないといけない、群衆雪崩に巻き込まれてしまうと発言していました。

けれど、では、現実どれだけとどまれるのでしょうか。

在住者はエレベーターが止まり、トイレが使えない超高層の中でどれだけとどまれるのか、来街者はコンビニも数時間で品物がなくなり、子供や高齢者を抱え、そこにとどまれるのか、在勤者は連絡が途絶えた家族の確認をすることもできずオフィスにとどまれるのか、具体的に想像してみる必要があります。

そして何より私たちは、3・11での恐怖、たった震度5強でボロボロになった、あの災害の経験を生々しく持っています。

とどまれという対策をどれだけ有効に実践できるのか、3・11から10年、区の考え方と対策や方針の変更、その達成度についてお答えください。

超高層化と過密化が進む都心においては、帰宅困難者など人が折り重なって倒れる群集雪崩のリスクが起き得るという懸念について、何らかの想定がされたことがあるのか伺います。

最後に、外神田一丁目計画における、区道・広場空地の計画前・計画後の平米数の比較と、容積緩和によって増える計画前・計画後双方の在勤者・来街者の想定人数比較をお答えください。

同じく、このたび千代田区が御提案中の二番町地区計画変更における区道・広場空地合計と容積率緩和によって増える在勤者・来街者の人数比較について、それぞれ数字を持ってお答えください。

エリア内における、一階地べたの部分の空地と、そこに集う人々の割合が密度が高まれば高まるほど、災害時にリスクが高まるということについて、千代田区当局の御認識があるのかないのか、伺います。

命の問題ですので、真剣なる御答弁をお願いいたします。

理事者の皆様の前向きな答弁をお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／小枝議員の常盤橋に関する御質問にお答えいたします。

まず、震災復興橋梁常盤橋についてですが、首都高の地下化について関係者が協議する会議体として首都高地下化協議会があり、千代田区も担当部長が委員として参加しています。区議会の意見書を踏まえ、震災復興橋梁常盤橋を守りながら、首都高地下化を進める検討を行っています。

次に、議員御指摘の枅形遺跡についてですが、平成31年2月夜間工事の際、石垣の一部が発見されています。

区は、令和元年6月に試掘調査を行い、常盤橋門跡保存活用計画策定委員会へ報告し、遺構の状態や範囲の把握に努める方向で議論をしていただいております。

子供たちも学べる記念館等の検討については、現在、常盤橋公園整備計画策定委員会で、子供たちの学びの場という観点を含めて史跡、常盤橋門跡を見える化していく検討を行っています。

枅形遺跡を含む史跡の見える化については、現在検討中の常盤橋公園整備計画の中で具体化していく予定です。

また、大手門への導線を歴史散歩コースとして整備する御提案などについては、区民、事業者をはじめ多くの方から御意見を伺いながら進めていくものと考えています。

公園周辺の仮囲いについては、今年度行う暫定的な展示工事で、仮囲いを最大限取り払い、開放エリアを拡大するとともに、残置物を整理・撤去する予定です。

なお、様々な角度からのストーリーについては、常盤橋公園整備計画策定委員会で議論していただいています。

次に、常盤橋修理工事の際に出土した遺構の部材については、現在、常盤橋公園内の保管場所において保存処理を加えた上で適正に保存しております。

今後の活用については、常盤橋公園整備の中で検討していきます。

最後に、コロナ後を展望したお披露目イベントの開催につきましては、関係者の意見を踏まえながら検討してまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小枝議員の災害対策に対する御質問にお答えいたします。

まず、避難所の収容可能人数の見直しについてですが、昨年度、一部避難所について想定避難者数が収容可能人数を超過する状況が見られ、また、議会からも御指摘をいただいたことから、各避難所におけるさらなる避難スペース確保について、各施設管理者等の確認を得ながら検討を行ったものです。

なお、従前の収容可能人数に対し、令和4年度当初人口で算出した想定避難者数は、改築中のお茶の水小学校避難所を受け入れている神田一橋中を除きいずれも下回っております。次に、帰宅困難者対策についてですが、本区では東日本大震災以前の平成15年度から千代田区特有の課題として、主に区内の大学や事業所などの一時受入れ施設の整備のほか、帰宅困難者防災訓練の実施、区内4か所の帰宅困難者対策地域協力会の支援、中小企業に対する備蓄購入補助など、様々に取り組んできたところです。

特に、東日本大震災以降は、国や都においても帰宅困難者対策の重要性が認識され、一斉帰宅の抑制が推進されてきました。

こうした帰宅困難者対策につきましては、区の間組はもとより、国や都による広域での対策とともに、各防災機関や交通事業者等の幅広い連携が必要です。

区としては、そうした連携を踏まえ、さらなる対策に努めてまいります。

なお、成果の一つとしては、帰宅困難者受入れ拠点団体(?)などは、平成23年度では、12団体19施設、7700人余りの状況でしたが、現時点では80団体101施設、4万4000人余りまで確保しております。

また、発災時の帰宅困難者による群衆雪崩についてですが、そのリスクもあるという認識はございますが、むしろそのような二次的な被害を防止するためにも、区としては特に全域が地区内残留地区に指定されていることも踏まえ、適切な帰宅困難者対策の一層の推進が不可欠であると考えます。

引き続き、一斉帰宅の抑制のほか、帰宅困難者に対する備蓄の推進、連絡手段の確保等の周知や普及啓発に取り組んでまいります。

次に、外神田一丁目南部地区についてですが、計画前の区道面積が約630平米、計画に

よって整備される広場や空地等が約2800平米とのことです。

在勤者及び来街者の想定人数については、国土交通省の大規模開発地区関連交通計画マニュアルを用いて算定をすると、計画前が約2万1000人、計画後が約2万3000人で、約2000人の増加を見込んでいるとのことです。

次に、二番町における日本テレビの計画についてですが、広場・空地等の面積は計画前が約1500平米、計画後が約6740平米とのことです。

なお、容積緩和によって増える在勤者・来街者の人数についてですが、比較対象の数値が不明なため計算できないとのことです。

最後に、災害時のリスクについてですが、区内の建築の不燃化や耐震化は進んでおり、火災や倒壊のおそれがない場合は、建物内にとどまることが原則です。

お尋ねいただいた外神田一丁目南部地区や日本テレビの計画につきましても、建物の機能更新によって就業者数等の増加が見込まれますが、建物自体の耐震性能が向上するものと認識しております。

また、備蓄物資を確保し、就業者・利用者の一斉帰宅の抑制や、行き場のない帰宅困難者の受入れ等を促進することにより、ハードとソフトの両面から様々な防災対策が図られ、発災後であっても安全・安心に就業者数等が滞在できるものと認識しております。

議長／4番小枝すみ子議員。

小枝議員／再質問させていただきます。

危機管理のほうのみとなります、時間的にも。

御答弁いただいた、まず避難所の定員オーバーの件なんですけれども、オーバーしているところがあるなしというところがちょっと聞き取れなかったのと、これを誰が、要するに、住民が避難所運営協議会とか、住民と一緒に決めないと、一体どこをどう変えたのか、数値だけが変わったというのは、非常に現場の実感と、住民の実感と離れてしまう可能性があるんで、やはりそこは数字合わせではなくて、現場とちゃんと合わせていく、住民と合わせていく必要があるんじゃないかと、説明が要するというふうに思います。

それから、群衆雪崩の数字なんですけれども、事業者からしっかりと聞くべきだと思うんです。

私、明治大学が建つときに、これで非常に高いものが建って、人が増えたらどうするんだというふうに聞いたら、議案の(?)説明会で、法律で学生は5000人と決まっているからそれ以上は増えないというふうに、その当時は言われたんです。

やっぱり、そこに今どのくらい、そして、増えてどのくらいということ、何かで想定は今、数字じゃなくてですね、事業者にちゃんと聞くべきだと思います。

御答弁をお願いいたします。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小枝議員の再質問3点を今いただきましたので、御質問に答えたいと思います。

まず1点目、聞き取れなかったというところで、いずれも下回っているところが、改築中のお茶の水小学校の避難所を受け入れている神田一橋中となりますので、そちらが唯一オーバーしている避難所ということになります。

それから2点目の、想定避難者数の見直しについてでございます。

こちら、先ほども答弁をいたしましたけれども、議員おっしゃるように、住民の増加に伴いまして昨年度、一部の避難所で想定者数が容量を超えてしまったという状況が出てまいりました。

こちらについては、私どもとしても非常に重要な課題と認識をしておりますし、また、議員の先生方からも御指摘をいただいたところです。

このため、防災の担当者が各避難所の施設管理者との調整を重ねまして、利用可能なスペースというものの追加を認めていただいたというものになります。

施設の皆様からは災害時という、そういう非常事態を考えれば利用可能と言えるだろうというスペース、例えば、合同教室ですとか、ランチルームですとか、そういったところのスペースを御提供いただきまして、その利用可能なスペースの数値を積み上げていきましたところ、受入れ者数を増やすことができたというものになります。

この変更後につきましては、各地区の避難所運営協議会などでもそちらをお示しをしているというところになりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それから、最後に御質問いただきました群衆雪崩についてでございます。

こちらは、やはり一斉帰宅を規制するということが重要になってくるかと思えます。

こちらについては、本区だけで解決できる問題ではございませんので、国ですとか東京都、また、特に交通の事業者なども大きなポイントになってまいります。

そのほか、通信関連の事業者なども重要な役割を果たしていくと思えますので、そういった関係部署と、関係機関と連携を図りながら対策を考えていきたいというふうに思います。

議長／次に、1番小野なりこ議員。

小野議員／令和4年第4回定例会で一般質問させていただきます。

今回は、身近な人がお亡くなりになったときの窓口支援や対応についての確認と、自転車駐輪の課題についてお伺いいたします。

本定例会の区長招集挨拶には、デジタル化による利便性の推進とCRMを念頭に置き「一人ひとりに寄り添った温もりあるサービス」の提供を進めるとありました。

利用する区民が個別の事情や状況に応じてサービスの選択が可能になり、対面でも一層き

め細やかなサービスが受けられることを期待しております。

それではまず、身近な人が亡くなられた御遺族の支援について伺います。

私自身、昨年、父が他界し、今年は祖父母が他界、役所での手続や行政書士に依頼しながら進めた各種手続の多さを実感したところでした。

また、これまでに御遺族からお受けした御相談の中には、居住先や子育て環境の変化など日々の生活に直結する課題などもあり、大切な人を失った御遺族は、悲しみの中でもやるべきことが多く、御負担が重なっていることを理解しました。

御覧の資料はデジタル庁の示すワンストップサービスです。

まず、死亡届に始まり、相続など個別の事情の解決まで進めなければなりません、こうした手続は通常不慣れで、必要書類の不備や漏れなどによって一層の負担が生じやすいと考えます。

こうした御遺族の、様々な申請、届出がスムーズに進むよう、国からおくやみコーナーの設置に関する推進が支援され、自治体によっては「おくやみ窓口、おくやみコーナー」を庁内に設け、各種手続のお手伝いや御案内が実施され始めました。

まずは、区への申請・届出いただく分を、少しでも分かりやすくスムーズに進められると親切ですが、千代田区での届出サポートについて検索すると外部リンクに飛び、御覧の御案内がございました。

こちらは、左側、向かって左側ですね。

こちらは、公式のホームページです。

千代田区の公式ホームページ。

その中から、左上にございます、戸籍のところですね。

こちらをクリックすると、右上の画面に飛びます。

右上の画面の赤い矢印のところございます、こちらからクリックすると、外部のリンクに飛びます。

この外部のリンクの一番下、左側に死亡とあります。

この死亡を選択すると、死亡ガイドというところに飛びまして、そして、手続についての誘導の質問が展開されていくという、そういったものでした。

窓口の場合は、こちらの資料なんですけれども、これを御遺族の方にお渡しされているそうです。

こちらは必要な手続の一覧表ということです。

そこで、お伺いいたします。

これら含め、御遺族にどのような御支援をされていらっしゃるのでしょうか。

また、窓口対応や高齢化と独居が進む中で、御対応くださっている職員の皆様がお感の課題や、今後、必要になりそうな支援があれば併せてお聞かせください。

続いて、故人の飼育していたペットについて伺います。

犬についての届出は、飼い主が亡くなった場合に関するものとして、狂犬病予防法施行規

則第9条の規定により存在するものの、項目を確認すると、所有者、所在地の変更しか見当たりません。

故人が独居だった場合、御遺族が故人のペットを引き取れない場合、相続を放棄した場合のペットの取扱いなどの問題も考えられます。

そこでお伺いします。

対応策の検討など、今後、必要性が高まると思う件がございますが、区としてどのようにお考えでしょうか。

また、ほかのペットについては、届出書類そのものが見当たらないため、把握が難しく、取り残されたり、不法投棄の可能性も懸念されます。

殺処分という非常に残念な事態を防ぐためにも、まずは飼い主の意識啓発、万一に備えた準備などが重要ですが、こうした問題についてのお考えや実際の取組、または検討されていることがあればお聞かせください。

次に、自転車駐輪場について伺います。

区では、シェアサイクルの実証事業や放置自転車対策として区営駐輪場を設置し、全区的に高い利用率で地域によっては空きを待つ方も多いと思います。

昨今、番町、麴町地域ではファミリー世帯の方々から駐輪スペースが足りないとお困りの声が寄せられています。

特に、地域にある築年数40年以上のマンションは、建設当時に駐輪場を設けていない場合も多く、ファミリー世帯が増えている昨今の事情に十分な対応ができていないことが伺えます。

実際に地域にお住まいと見られる電動アシスト自転車、チャイルドシート付自転車、子供用自転車が、本来は駐輪できない場所に、放置というよりも仮置きとして確認されています。

撤去されやすい路上以外の場所に、長い期間、駐輪されている状況などを鑑みますと、地域によっては何らかの対策が必要と考えます。

こうした現状の把握や解決策などの検討について、区としてどのようにお考えかお聞かせください。

以上、2点、御遺族の支援と自転車駐輪場について伺いました。

少しでも改善、解決に近づくよう御検討をお願いし、質問を終わります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／小野議員の御質問のうち、故人の飼育していたペットに関する御質問についてお答えします。

ペットに関する区への届出としては、狂犬病予防法に基づき、犬に関して登録の手续や狂犬病予防接種に関する届出、所有者が変更した場合の変更届などについて届出の義務があ

ります。

保健所や最寄りの出張所、総合窓口課において受付を行っております。

またペットの一般的な御相談については、保健所の動物愛護担当で行うとともに、相談者が高齢者の場合には、あんしんセンターなど、個別の事情に応じて柔軟に対応しております。

議員御指摘のとおり、ペットを飼っている一人暮らしの方が亡くなった場合、ペットの引取手が見つからないことや多頭飼育崩壊など、ペットに関する様々な社会問題が生じております。

東京都では、遺族等が新しい飼い主を探す努力をした上でそれでも見つからない場合に限って、東京都動物愛護相談センターにおいて引取を行い、譲渡につないでいます。

いわゆる動物愛護法において、飼い主には、ひとたびペットを家族に迎えたら、その命が終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責務があります。

ふだんより、万が一御自身で面倒を見られなくなったことを考え、御家族やお知り合いに相談し、引取先などペットの将来について決めておくことが重要であります。

人と動物の共生社会を目指す千代田区としては、飼い主に対し、ルールとマナーを守っていただくために「人と犬・猫の共生ハンドブック」等を作成し、広く区民への周知に努めているところです。

今後とも、飼い主に対して様々な広報媒体やイベント等を用い、福祉関係部署や動物病院、ボランティアなどと連携し、適正な飼い方についての普及啓発に取り組むとともに、取り残された飼育困難なペットのセーフティーネット対策についても検討してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小野議員の、御遺族に対する支援についての御質問にお答えいたします。

身内の方が亡くなられた場合、御遺族の方に行っていただかなければならない行政手続は様々がございます。

御遺族の方にとりましては、落胆されていることに加えまして、不慣れな手続のために、不安を感じる方も多くいらっしゃいます。

このため、私どもといたしましても、できる限り丁寧に説明、対応ができるよう努めております。

いわゆるおくやみ窓口、あるいは、おくやみコーナーといったものにつきましては、故人や御遺族の状況に応じて、必要な手続の御案内と申請の補助をワンストップで提供する窓口でございまして、政府の導入支援もあり、設置自治体が近年増えているところでございます。

本区におきましては、こうした専門の窓口やコーナーを設置してはおりませんが、お手続をスムーズに行うことができるよう、総合窓口課におきまして、御相談と必要な手続の御

案内を総合的に行っております。

具体的には、死亡に伴う手続の一覧、御紹介いただきました一覧を作成し、窓口で配布しておりますほか、御遺族の方が窓口にいらした際には、関係各課の担当職員が総合窓口課に集まり、ワンストップで手続が行えるよう対応しているところでございます。

また、デジタル化による利便性向上の手段といたしまして、令和4年3月からは、御指摘いただきましたとおり、本区のホームページ上に「手続きガイド」というものを導入しております。簡単な質問に御回答いただくことで、死亡だけでなく結婚や出生など、おのおの必要となる手続を調べることができるようになっております。

ただし、このような取組につきましては、まだ御存じでない方も多くいらっしゃいますので、今後、広く周知を図ってまいります。

さらに、手続のために窓口に行きやすい方が御高齢の場合もございますので、今後におきましては、手続の一覧だけではなく、先ほど御紹介いただきましたような、手続を分かりやすく記載した「おくやみハンドブック」などの作成も検討してまいります。

そして、一人一人に寄り添った窓口案内に今後とも努めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小野議員の、マンション居住者向けの自転車駐車場の確保についての御質問にお答えいたします。

本区ではこれまで、マンションの新築に際して、駐輪施設の整備を指導し、居住者の駐輪場ニーズに応えるよう取り組んでまいりました。

しかし、築年数の古いマンションは、建設時に駐輪場が設置されず、また、敷地にも余裕がないため、近年の居住者ニーズに対応し切れないケースもあると認識をしております。

原則として、それぞれのマンションにおいて解決すべき問題であると考えますが、周辺環境に及ぼす影響や区民のニーズなどについて実態の把握に努めてまいります。

なお、区はこれまで、駅周辺等における放置自転車対策を目的として、限られた区有地を活用し、区営自転車駐輪場を設置してまいりましたが、御質問のような自家用の駐輪施設はございません。

建物周辺の僅かな土地を活用して駐輪場として運営している民間事業者との連携や、自動車駐車場の転用の可能性などについて、今後研究してまいります。

一方で、こうした課題に対応するため、自転車を所有するのではなく利用するという観点から、シェアサイクルの活用を促すことも有効と考えます。

千代田区内ではシェアサイクルちよくるが運用されています。

利用方法や近くのポートの周知を図るとともに、より身近で使い勝手のよい移動手段として選択していただけるよう努めてまいります。

議長／次に、6番岩田かずひと議員。

岩田議員／2022年、第4回定例会、一般質問、頑張ってやらさせていただきます。

まずは、二番町地区の地区計画変更について質問いたします。

現在、日本テレビが高さ90メートルの超高層ビル建設計画をしている地域は、地区計画によって高さ制限が60メートルに決められています。

東京都都市整備局によると地区計画とは、「地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけてまちづくりを進めていく手法」であり、「建築物の用途や高さなど、きめ細かなルールを決め、地区の特性を生かした良好な住環境や美しい町並みなどを守り、または誘導することができる」となっています。

つまり、当該地区の高さ制限は地域住民と区が交わした約束であると認識しています。

しかし、このたび千代田区は、日本テレビと協議して高さ制限60メートルの地区に高さ90メートルの建築物を建てられるようにしようとしています。

にもかかわらず、先日行われた日本テレビ主催の説明会も区主催の説明会も、二番町の地権者のみに限定しており、広く地域全体に知らせようとはせず、非常に閉鎖的で情報を隠そうとしているようにしか見えませんでした。

今までの住民との約束である地区計画を変更して住宅が密集している近隣に高さ90メートルという超高層ビルを建てるのであれば、その影響は二番町だけに限られないのであるから、もっと広く説明会の対象者を広げ、近隣の住民にも参加させるべきではないかと思いますが、区の考えをお聞かせください。

そして今後はどうするのかも併せてお答えください。

また、説明会において、かなり厳しい意見も出ていましたが、それをどのように受け止め、どうしていくのかお答えください。

例えば、説明会の中で「番町に60メートル以上の超高層建築物は一つもなく、千代田区も今後、番町において60メートル以上の建物を建てさせるつもりはないと言っている。

二番町の日本テレビだけだ。

ならば日本テレビだけ特別なのではないかと区民の方から意見が出ました。

日本テレビだけ高さ制限60メートルの地域に90メートルの超高層建築物の建設を容認するに至った、もしくは容認するであろうとしている判断の基になったものは何かお答えください。

さらに、再三再四、話に出ているビル風の問題が説明会でも出ましたが、飯田橋駅前を見ても分かるとおり、超高層建築物を建てる前から指摘されていたビル風について、区は「検証しているから大丈夫である」かのような説明をしてきましたが、建ててみたら皆さん御存じのとおりビル風で転倒するなど困っている方がたくさんいらっしゃいます。

それもそのはずで、検証されるビル風の数値は平均値であり、しかも危険が伴うほどの強

風にならないかを想定しているからに過ぎないからであります。

当然、本件日本テレビの場合も本来、ビル風と呼ばれる突風を意識しているのではなく、日本テレビの依頼した業者は国土交通省の基準に照らして平均値で検証しています。

であるならば、当然ビル風は強いものが吹いても何ら不思議ではないし、日本テレビがことさらに「区民の要望」と声高に叫んでいる超高層ビルと引き換えに整備される広場で遊ぶ子供たちもかなりの影響受けるであろうと思われます。

とりわけ、住居地域の近隣に建設予定の超高層建築物ならば、影響を受けるのは二番町の中の一地区ではなく、もっと広い範囲に影響を及ぼすということを考えるべきであろうことは容易に推察できます。

であるならば、ビル風の検証を業者任せにせず区が率先して皆さんがお困りのビル風である最大瞬間風速を検証すべきですが、区にはそのような考えはないのかお答えください。

そして、日本テレビから都市計画提案がなされたわけですが、区は提案を踏まえて地区計画を定める必要があるのかないのかを判断する会議体をいつ持って、どのようなメンバーで、どのような内容で会議を行ったのかお答えください。

また、区が一番初めの委員会報告として、まだ会議体もない状態のときに、なぜ地区計画を定める必要があるのか判断できたのか、誰がなぜ会議体も持たずに判断したのかも併せてお答えください。

説明会において日本テレビから何度も「60メートルでは採算が取れない」「採算性を考え」「収益をあげなければ」といった趣旨の言葉が飛び出していました。

もちろん企業としての経営もありますから、収益を上げるのは悪いことではありませんが地域貢献、社会貢献であるかのような説明にいささか違和感を覚えます。

採算性、収益と言えば、黒字か赤字かということであり、平たく言えば、私がかねてから主張していた、もうけるということと同様のことであります。

さて、あくまで自分の概算ではありますが、日本テレビが建設予定の超高層ビルの高さが60メートルから90メートルに緩和されれば、階高5メートルと計算して6階分の緩和です。

6階掛ける建設面積6400平米が延べ3万8400平米。

国土交通省の不動産取引価格情報と不動産業者のサイトから判断するに、近隣のビル・マンション等の相場として平米単価は101万円から約200万円。

であるならば、一番安く計算したとしても日本テレビがこの再開発によって得られるであろう30メートル分の床面積の価値は387億円超。

広場の整備やバリアフリーなどなど地域貢献と称してたとえ87億円支出があつたとしても300億円以上の床が得られると思われます。

話半分としても150億円。

これが果たして地域貢献でしょうか。

自分には、かなり割のいい投資に思えてなりません。

これを地域貢献を全面に出して、区に提案してくる企業も企業だが、今のルールを守り高さ制限を守ってそれで採算が取れる範囲内で地域貢献するように指導するのが中立的な区の立場ではないでしょうか。

概算ではありますが、日本テレビ1社がこれほどまでに利益を上げる事業に区が足並みをそろえて同調するのはどう考えてもおかしいのではないのでしょうか。

先日の説明会で、区民の方から、この計画を進めるに当たって、区側と企業側、企業側から便宜を図っているのではないのかと、以下略とか、ビル風の問題で60メートルの高層ビルから生じるビル風ですら、転んだら亡くなってしまうような方なんです、御老体の方は、中略。

本当に愛は地球を救うようなことを考えてやっているのかという意見が出ました。

このように区民の皆様は心配しているのです。

数年前にいきいきプラザで説明会を行ったときに100人を超える方が集まり、多くの方が日本テレビの60メートルを超える超高層ビルに反対をし、3000名以上の署名が集まったことを区は忘れてしまったのでしょうか。

多くの区民が反対してもなお、区が推し進めようとしているこの事業によって区に持たられるものは何なのか。

税収のアップ、区が持ち出しなく、広場やバリアフリーの整備、ほかに何があるのかお答えください。

次に、外神田一丁目南部地区の再開発における都市計画法第16条第1項及び第2項の解釈についてお伺いいたします。

そもそも国土交通省都市局都市計画課監修の都市計画法の運用同法Q&Aによると、都市計画運営方針において同法第16条の第1項の趣旨は「住民の意見を反映させるための措置として、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保すべき」というところにあり、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じること」とされているのは、都市計画の案が作成された後の手続としての同法第17条の縦覧及び意見書の提出とは別に「都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である」との記述があります。

つまり、住民の意見を反映させるために同法第16条第1項において公聴会等を開催することは当然であると解釈することができます。

さらに、「都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会をさらに拡大していく観点から、今後は都市計画の名称の変更その他「必要がないと認められる場合を除き公聴会を開催すべきである」とも記述されています。

この点、区は「公聴会を開催するとき」である「必要があると認めるとき」をかなり限定的に「必要ないから公聴会を開かなくてよい」と解釈しているようですが、法の趣旨からするとそのような解釈ではなく「必要がないと認められる特別な場合を除き、通常は開催

しなければならぬ」と解釈するのが自然であります。

ただし、「説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知され、かつ都市計画の原案の内容と内容についての具体的な説明が事前に広報等により行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されているときは、その説明会を公聴会に代わるものとして運用することも考えられるが、この場合において住民がその内容を十分把握した上で、公開の場で意見陳述を行うための場となるよう十分留意すべきである」とも記述されていることから、「公聴会に代えて説明会にしてもいいけれど、開催日時・場所が十分広報され、それを住民が十分把握でき、住民に意見陳述の機会が十分確保されなければならないし、この場合も住民がその内容を十分把握した上で公開の場での意見陳述を行うための場となるよう十分気をつけなさいよ」と言っているのです。

また、公聴会を開くに当たっては、どの程度の事項を事前に住民に知らせておいたらよいのかについて「可能な限り具体的に、かつ分かりやすく知らせるべき」と書かれています。この点、先日の参考人の意見陳述で「外神田一丁目南部地区の再開発について手続に入ってから、何も知らされていなかった」という意見があったことから明らかにおり、区から十分な広報がなされておらず、区の手続は正しいとは言えません。

さらに同法第16条第1項の手続は、地区計画等の計画の案を定める内容を含むか含まないかにかかわらず、全ての都市計画の案を作成する際に当てはまる手続であり、同法第16条第2項の手続の前提となるものです。

ゆえに、地区計画等の案を含む都市計画について、同法第16条第2項の手続を実施しただけで同法第16条第1項の手続を省略することはできません。

また、同法第16条第2項は「第91回国会都市計画法及び建築基準法の一都を改正する法律案想定問答集」からも分かる通り、地区計画等の内容については当該区域の土地に関する権利を有する者の意見を十分に反映する必要があるという趣旨から、利害関係人等に対して、特別に厳格な意見提出の機会を定めたものであるにもかかわらず、外神田一丁目南部地区の再開発計画作成に際して同法第16条第2項に基づいて行われた2021年6月22日及び23日の説明会は、利害関係人等が参加するだけの十分な期間も確保されず、十分な広報もされず、参加した利害関係人等に意見を述べさせなかったことなどを考慮するに、同法第16条第2項の本来あるべき意見聴取手続の姿をしていなかったことは明らかであり、再度同法第16条第2項に基づく意見聴取手続をするべきであります。

質問いたします。

こういった運用指針等を考慮して区は今後どのように対応していくのか。

そして、区が同法第16条に関して問い合わせたのは総務課の誰であり、相手方は国土交通省都市局都市計画課の誰なのかを明らかにしてください。

また、どのように尋ね、どのような回答をもらったのかもお答えください。

以上、質問を終わります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／初めに、二番町地区の地区計画変更についてですが、日本テレビからの都市計画提案を受けて、都市計画手続に着手しており、先日、都市計画法第16条第2項に基づく二番町地区地区計画の変更に関わる素案の説明会を開催し、二番町の地権者の皆様方から様々な御意見をいただいたところです。

これらの手続についてどう判断したのかとの質問ですが、本年10月13日の企画総務委員会で都市計画法第21条の2による都市計画提案については、区として遅滞なく進めるか進めないかの判断を行う必要があると御説明をいたしました。

その後、区として提案どおりの案で、都市計画の手続に入ることを確認し、10月18日の都市計画審議会に報告し手続を進めているところです。

このことは議員も御存じのことであると思います。

日本テレビからの提案の内容としては、これまでの地域からの要望を踏まえ、大規模な広場整備、麴町駅地下通路の拡幅やエレベーター、エスカレーターの設置といったバリアフリー対応に資する整備、エリマネ拠点整備等を実施していくというものです。

これは、地域課題を解決し、地域生活の質の向上、持続化可能な地域の活性化に寄与するものとなっていることから、区としても進めていくべきものと考えております。

この事業によってもたらされるものは何なのかの質問については、今述べたとおりでございます。

風環境を含め、様々な御意見が二番町の地権者の方、またそれ以外の方々からもあることは認識しております。

今後の手続について、丁寧に進めていきたいと考えております。

次に、外神田一丁目南部地区については、地域課題や将来像を共有するための基本構想を策定し、その具現化のための地区計画の作成に向けた権利者の方を対象とした意見交換会や勉強会を開催し、原案の作成に努めてまいりました。

この地区計画の原案については、都市計画審議会への報告を経て、昨年6月に都市計画法第16条第2項の規定にのっとり手続を行ってきたところです。

現在所管の環境・まちづくり特別委員会において、法第17条の手続に入るための条件について御議論いただいております、議員も御承知のことだと思います。

都市計画法第16条第1項第2項の解釈等に関するお尋ねですが、さきの環境・まちづくり特別委員会におきまして既に報告したところで、国の見解も区がこれまで特別委員会で説明してきた内容と同一でした。

どのように尋ね、どのような回答をもらったかについてですが、11月18日の特別委員会での副委員長長の発言をもって国土交通省へ再度確認をすることになりましたので、結果について今後、特別委員会に報告をさせていただきます。

最後に、「どこの部署の誰が、どこの部署の誰に」とのお尋ねですが、国も区もお互いに組

織として対応しているものであり、職員個人に照準を当てるような質問に関しては答弁をしかねます。

議長／6番岩田かずひと議員。

岩田議員／再質問させていただきます。

まず、日本テレビのことなんですけれども、何で地権者だけの説明会なのか。

例えばビル風に関しても、周りにも被害があるんだから、当然、その周りにも説明会をするべきじゃないか。

なぜ地権者だけなのか。

そこに住んでいる人もいるし、いろんな人がいると思うんですよ。

そういう人たちにはなぜしないのか。

そして、遅滞なく判断をすると、21条の2のところに入る、提案を受けて、遅滞なく判断、それは分かっています。

それは誰が決めたのか、その会議体はどうなのか、会議体でどういう話をしたのかと、そういうことも聞いているんですけど、それも答弁されていなかったようですが。

そして、法の解釈の問題で、職員に焦点を当てるというよりも、その聞き方によって答えも変わってくると思うんです。

例えば、例えばですよ、あくまで。

郵便ポストが赤だという人もいれば、いや、あれは赤じゃない朱色だという人もいます。

だから、その質問の仕方がどういうものなのかというのを知りたいのです。

その質問の仕方によって答えは変わるとお思いますので、そこを教えていただきたい。

別に職員に焦点を当てるわけじゃないんです。

これは本当に言ったかどうなのかを確認したい、ただそれだけなんです。

以上お願いいたします。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／まず、今回、第16条第2項の説明会ということなので、二番町の地権者の方だけということで説明会を行わせていただいたというところでございます。

影響が二番町に限らない、もっと広く説明会をとということなんですけれども、今回の日本テレビが正式な都市計画案を出す前に、広く説明をすることがあるということで、7月にオープンハウス型の説明会を既に行っております。

その中、で約1000名の方々の参加者があり、意見聴取を行っている。

このことは、議員出席の特別委員会でも、私のほうで報告をさせていただいております。

日本テレビが都市計画提案を出す前に、さらに二番町の地権者の方々に説明会も実施をし

ていると。

そのようなことを踏まえて、手続に入っているということです。

このことは議員も承知のことだと思っております。

それと、もう一点が、誰がこの地区計画のところを最終的に決めたのか、提案を受けたのかというところの御質問です。

これも先ほど御説明した10月13日の企画総務委員会がございます。

そのときに、議員が、議員の質問の言葉で、昨日あった提案で、もうすぐ地区計画を定めることを認めちゃった感じですか、そんな感じという質問に、私のほうから、先ほど御説明したように、61ページの中では、これは地区計画の見直しの方針のページなんですけれども、区は提案に基づく地区計画を定めるか遅滞なく判断ということなので、その判断をすぐしなければならぬということですよ。

続いて、議員が、いや、そういうことではなく、昨日あってすぐもう、これは地区計画を定める必要があると認めちゃった、こんなすぐにとということで、私のほうから、環境まちづくり部が勝手に決められるわけではございませんので、しっかりと区長、副区長も入っていただいた会議体の中で決定していくということです。

これはもちろん、区長、副区長が入った区の決定ということですので、首脳会議というところを見据えて、答弁をさせていただいたというところがございます。

最後、誰が誰にということでございますけれども、具体的にどのような質問をして、どう聞いたのかということに関しては、まさに先ほど御答弁させていただいた11月18日の特別委員会での副委員長の発言そのものです。

そのものを国土交通省へ再度確認するということにしておりますので、岩田議員も、これ委員会で聞いていますので、それを再度言われるというのが、そこら辺が理解されていないのかなと私は解釈せざるを得ないといったところでございます。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

15番山田丈夫議員。

山田議員／令和4年第4回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として質問をさせていただきます。

今回は、地域コミュニティの醸成支援施策・清洲橋通り整備計画についてお伺いします。まず、コロナ禍がこの夏に比べると一段落している現在ではありますが、第8波の脅威が

着実に押し寄せてきています。

このような中で町会を取り巻く現状においての区の課題認識についてお伺いします。

コロナ禍が長期化し、地域コミュニティ活動が長い間休止することにより、地域コミュニティの希薄化を招く状態となりました。

新型コロナウイルス感染症対策に起因する行動制限がなくなり、現状においては、約3年ぶりに様々なイベントが再開されるようになっていきます。

このようにまちの至るところでイベントが再開され、まちの活気が少しずつ戻ってくることを実感できるようになりました。

しかしながら、このような状態にホッと胸をなで下ろすことができた半面で、そのイベントもいまだに事業規模が自粛されたり、縮小されたりした上で実施している傾向があるのが現状であります。

新型コロナウイルス感染症発生前の日常に戻るの難しいのかもしれませんが、来る、第8波への対応の準備を当然のことながら、その後に備える意味でも、ウィズコロナの観点からそれぞれの地域の実態にあった地域コミュニティ活動の支援を進めていく必要があるのではないかと感じています。

そこで伺います。

このような点を踏まえ、各町会の現状の実態や、抱えている課題を区はどのように認識しているのでしょうか。

一度ストップした地域コミュニティを元の状態に戻すのは大変なエネルギーを必要とします。

それぞれ個別の状況を把握し、分析した上で、街に寄り添った形で必要な支援につなげていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、町会とマンションにお住まいの区民の皆様とのコミュニティ形成についてお伺いします。

千代田区の居住者の実に約9割がマンション居住者と言われています。

令和4年2月に行われた、最新の区の世論調査の住居形態別の調査では、区民のうち、「分譲マンションなど」に居住されている方が38.1%、「賃貸マンションなど」に居住されている方が33.7%、さらに、「ビル内の自宅」に居住されている方が10.1%の順になっております。

このように本区は、住居形態という点において、いわゆる「集合住宅」にお住まいの方が多数を占める形態となっているのは周知の事実であります。

従来から本区に住み続け、町会を基盤とする伝統的、文化的な地域コミュニティを担う区民の皆様と、分譲マンションはじめとする集合住宅に転居してこられた区民をはじめとする伝統的な地域コミュニティの考えを持たない皆さんも様々な価値観の違いにより増えていることから、地域の伝統的、文化的活動の継承についての理解を深め、お互いにより関係性を構築することで、地域の活力や魅力をもとに高めていくべきではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

この点について区はこのような区民間の関係性の構築をどのように考え、また、対応策についてどのように考えているのでしょうか。

お聞かせください。

続いて町会運営を担う人材育成に対する考え方について伺います。

先ほども述べましたように地域コミュニティの希薄化、それに加えて町会運営を担う人材の高齢化や後継者不足は大きな課題となっています。

まちなければ、そのような声をよく耳にしますし、私自身も町会活動の一翼を担っている立場でありますから、その課題については強く感じているところであります。

町会は今まで、防犯カメラの設置や避難所運営協議会をはじめとする防犯・防災や、地域包括ケアシステムに基づく高齢者の見守りなど、街の安心安全のために主体的に取り組み、区を支えてきました。

このままこの人材不足の状態を放置すれば地域コミュニティの衰退化を招くことになり、やがてはお祭りをはじめとする伝統的、文化的継承も困難となるでしょう。

将来にわたって持続可能な地縁コミュニティネットワークを構築するための町会の在り方について、町会も区も、ともに検討する必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

区はこのような課題をどのように認識し、課題に対応するためにどのような取組を考えているのかお聞かせください。

続いて、地域コミュニティ醸成支援施策の方向性について伺います。

今年度、新たな地域コミュニティ醸成支援事業として、町会をはじめ区内で様々なコミュニティ活動を行っている団体を対象にツイッターやインスタグラムなどを用いたSNS発信の方法やラインワークスといったコミュニティアプリの活用やWeb会議の体験など、従来からの団体の活動形態に加え、デジタルを用いた様々なコミュニケーションツールを提案するための講習会を開催しました。

さらにこのようなコミュニティ活動を行っている団体を対象に、新たなパソコン等の端末の購入費用の支援をはじめとした、ICT機器を活用するためのハードの整備を支援する事業を開始しました。

このように、ハードとソフトの両面から、デジタルツールを活用して地域コミュニティの活性化を進めていくのは、コロナ禍で休止し、希薄化してしまったコミュニティ活動に対して大きなエネルギーとなるとともに、今後それぞれの活動に様々な選択肢を提供することになり、非常に有益なことと言えます。

連合町会長協議会からの令和5年度予算要望も、今年度から始めたこれらの事業に対して一定の評価があり、その上で、「DXの推進に当たりましては、引き続き町会・区民がDXに対応できるような環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします」とあったところです。

この事業は令和5年度までの2年間の時限であると伺っていますが、このようにニーズがある以上、この時限にとどまることなく、支援期間の延長や充実をすべきと考えますが、区の御見解をお聞かせください。

次に、清洲橋通りの道路整備についてお伺いします。

千代田区では、平成31年3月に、「人々の活力と潤いのある暮らしを支えるために」千代田区道路整備方針を制定しました。

この中の道路整備の個別方針には「誰もが安全で快適に歩ける人にやさしい道路」として2.5メートル以上の歩道の確保やセミフラット化、視覚障害者用誘導ブロックの適切な配置などを行うこととしています。

また、「災害に強く緊急時にも機能を発揮する道路」として電線類の地中化を推進することとしています。

さらに「潤いのある美しい景観を創る道路」として街路樹の植樹や歩道のカラー舗装化を推進することとしています。

一方、私は、平成27年の第4回定例会の一般質問において、清洲橋通りや大門通りなど、中央区や台東区との区境の道路の整備状況に大きな違いがあることを指摘し、質問をさせていただきました。

また、平成26年には和泉橋地区町会連合協議会から和泉橋地区の歩道の整備に関する要望書が提出されていますが、地域の方々の歩道拡幅やカラー舗装化を望む声は以前にも増している状況であります。

大門通りについては、3期にかけて歩道拡幅整備を行っていただいたおかげで何とか隣接区に見劣りしない道路になりました。

ところが清洲橋通りについてはいまだ狭い歩道に電柱や電線がそのまま残り、さらに植栽のスペースがあるため、人がやっとすれ違える状況に変わりありません。

道路は、子供・高齢者・障害者・ベビーカー・自転車・自動車など、誰もが安全・安心に利用できることが大切です。

そして、その道路の適正な整備や維持管理を行うのは、区道を管理する千代田区の重要な役割であると考えます。

そこでお伺いします。

清洲橋通りの整備に関して、これまでの経緯を踏まえた検討状況はどうなっているのでしょうか。

お答えください。

また、整備するに当たって、中央区や台東区など、隣接区との調整が不可欠だと思います。

現在の調整状況はどうなっているのかお答えください。

あわせて、今後のスケジュールがどうなっているのかお聞かせください。

最後に、清洲橋通りを含め、電線類地中化や歩道設置拡幅など、道路整備計画をどのように進めていくおつもりなのでしょうか。

区の考えをお聞かせください。

以上、地域コミュニティの醸成支援施策及び清洲橋通り整備計画について質問をいたしました。

関係理事者の前向きで明快な答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／山田議員の地域コミュニティの醸成支援施策についての御質問にお答えいたします。各地域には様々なコミュニティがあり、それぞれの活動がございます。

コロナ禍が長期化する中で、地域活動の休止、縮小が続いておりましたが、今年度に入り、地域の皆様の御尽力によって、多くの地域でイベントが開催されるようになりました。

3年ぶりの行事を皆さん心待ちに望んでおられ、以前よりも多くの方がお集まりになっているところもありました。

これはやはり、地域コミュニティの活動が私たちの生活、暮らしにとって欠かせないものであると、私は改めて認識を強くしたところであります。

さて、山田議員御指摘のように、いかなる組織におきましても、新しいメンバーが継続的に入っていただくことが大切でありまして、そうでなければ持続可能性はなく、その組織はいずれ衰えてしまいます。

町会は、防犯や防災、高齢者や児童・生徒の日常の見守りをはじめとする安全安心、この維持から、そして伝統や文化の継承、こういったことに至るまで、地域コミュニティの中核を担ってこられました。

人材不足を解消する方策については、どの町会におかれましても同様に、大変な御努力を重ねておられると、私も伺っております。

一方、今や、町会の中でもマンションにお住まいの方が多くおられます。

したがいまして、住居形態にかかわらず、また、千代田区に住んでおられる方に加えて、この地で学び、また、働いておられる方々に対しましても、本区において地域生活を支え合う、こういった活動に何らかの形で参画いただき、そのお一人お一人が持続可能で、豊かな地域社会を形成する担い手になっていただきたいと、私は強く思っております。

このためには、町会をはじめとして区民の皆様方に、地域コミュニティとその活動をお任せしているだけではなく、様々な場面において、参画のきっかけづくりとなる取組を区政の側からも行っていく必要があると考えております。

今後、具体的に検討を進めてまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／山田議員の地域コミュニティの醸成支援施策についての御質問に、区長答弁を補足してお答え申し上げます。

まず、各町会の現状や抱えている課題についての御質問でございます。

現在、コロナ禍が長期化する中、各町会におかれましては、伝統的な地域行事はもとより、総会や懇親会、新年会、あるいはちょっとしたことでも会って話をする、冗談を言い合うという機会すら少なくなってしまう、地域コミュニティの希薄化が危惧されていると認識をしております。

一方、コロナ禍における制約の中とはいえ、ひとたび地域行事を実施いたしますと、これまで以上に子供さんやその親御さんが参加をして、これまでと同様の運営方法ではとても捌ききれないというところもあると聞いております。

こうした地域におかれましては、一度ストップした地域コミュニティを元の状態に戻すという以上に、新たな方法を考えなければいけない事態に直面をしているところだと認識をしております。

したがって、山田議員御指摘のとおり、このような各地域の実態、今何に困っていて、どのような支援を必要としているのかということにつきましては、各出張所が中心となりまして、しっかりと情報の収集、分析を行い、それぞれのニーズに合った、町に寄り添った形での支援につなげてまいります。

次に、区民間の関係性の構築についての御質問でございます。

本区におきましては、平成27年1月の地域コミュニティ活性化検討委員会の提言を受け、様々な取組を行ってまいりました。

その中でも、マンション・コミュニティ・ゼミでは、地域コミュニティ活動への参画を促すきっかけの提案、また、ちよだコミュニティラボライブでは、地域で活動する団体同士の横のつながりや、新たな活動のきっかけをつくるための、地域活動団体の交流会の実施などを行ってきたところでございます。

今後はこのような取組を発展させてまいりますとともに、ふだん町会等の活動に参加されない方々に対しましても、まちみらい千代田が実施をしておりますマンション連絡会などを通じて町会イベントの周知を行うなど、地域活動に御理解いただくための工夫をしております。

続きまして、町会運営を担う人材の高齢化及び人材不足についての御質問でございます。

区長答弁にもございましたとおり、組織にとって人材の高齢化や後継者不足は深刻な課題であると認識をしております。

したがって、例えば、町会イベントの実施に際しましては、各地域での事例やアイデアなど、これまでよりも皆様方の負担が軽くなるような方策を御紹介できるよう工夫してまいりたいと考えております。

さらに、区から町会の、特に若手の方々にお声がけをし、こうした課題について共有をし

て、将来にわたって持続可能な地縁コミュニティ、地域コミュニティネットワークを構築するための町会の在り方について共に考える機会を設けてまいりたいと考えております。

最後に、地域コミュニティ醸成支援施策の方向性についてでございます。

本年度から新規に行っております本事業でございますが、御指摘のとおり、ソフト、ハードの二本立てでございます。

ソフト面ではデジタルを用いたコミュニケーションツールについての講習会開催に加え、個別の相談会や訪問支援も行っております。

また、ハード面におきましては、デジタル機器購入の際に必要な初期経費の助成を行うものでございます。

現在、それぞれの事業を実施している中で、区民の皆様方から様々な御意見も頂戴しているところでございます。

したがいまして、山田議員の御指摘も踏まえつつ、今後の事業展開につきまして、事業内容の整理、検討を進めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／山田議員の清洲橋通りについての御質問にお答えいたします。

清洲橋通りは、台東区境から中央区境までの幅員22メートルの道路であり、靖国通りより南、中央区境までは、電線類地中化済みの区間となっております。

清洲橋通りを含め、区境周辺の道路整備の課題は、議員御指摘のとおりであり、和泉橋地域の連合町会からも再三、御要望をいただいております。

こうした要望を受け、一八通りでは電線類地中化、大門通りでは歩道拡幅と順次整備を進め、清洲橋通りについても本年度から整備に向け具体的な検討を開始いたしました。

次に、清洲橋通り整備における隣接区との調整についてですが、連続する道路として、台東区、中央区との調整・協議は重要であり、今後、整備概要等がまとまり次第、早急に調整・協議に入らせていただきます。

最後に、道路整備計画と今後のスケジュールについてですが、電線類地中化や歩道設置・拡幅は長期間にわたり地域への影響が大きいため、沿道の区民の皆様、地権者の方々、沿道施設の管理者等の理解と協力を得ながら進める必要があります。

また、近年では、街路樹の取扱いについても、一定の配慮が必要になっています。

そこで、区では平成31年に道路整備方針を策定し、その中で、多様な利害関係者の合意形成の場として、沿道協議会を設置することを基本とし、関係者の参画・協働を得ながら地域事情を考慮して、事業を進めていくことといたしております。

道路整備に当たりましては、バリアフリー特定道路、通学路、緊急輸送道路などの路線において、道路整備方針に基づく整備をすべき項目が満たされていない道路や、経年劣化による補修の必要性のある道路などを総合的に評価して路線を選定し、整備を進めてまいり

ます。

とりわけ、和泉橋地域におきましては、本年度から調査・設計に取り組んでおり、御答弁申し上げましたとおり、初めに、清州橋通りの靖国通りから中央区境までの区間の整備手法等について、地域との調整に入らせていただきます。

議長／以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第8を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第60号千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例及び議案第61号千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、一括して御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護については、法による全国的な共通ルールが適用されることとなったため、法において条例で定めることとされる事項について、新たに条例を制定するとともに、千代田区個人情報保護条例を廃止するものでございます。

また、法の適用及び千代田区個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例を引用する千代田区職員等公益通報条例など、関連する条例において、規定を整備するものでございます。

令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議案第63号千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

手数料原価と実際の手数料との乖離を解消し、受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の額を改めるものでございます。

令和5年10月1日から施行いたします。

次に、議案第64号錦華公園改修工事請負契約についてでございます。

錦華公園改修工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は5億9449万5000円、契約の相手方は株式会社富士植木となっております。

令和4年度一般会計、環境まちづくり費及び令和5年度債務負担行為として、予算の御議決をいただいているものでございます。

次に、議案第65号財産（建物）の取得についてでございます。

老朽化し、耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するものでございます。

取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は2768万7000円となっております。

ます。

次に、議案第66号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して御説明申し上げます。

本年の特別区人事委員会勧告では、職員給与につきまして、公民較差896円を解消するため給料月額を引き上げるとともに、特別給につきまして民間の特別給の支給状況を考慮し引上げを行うことが示されました。

これを踏まえ、職員及び会計年度任用職員の給料月額を改定するとともに、勤勉手当の年間支給月数につきまして、再任用職員を除く職員にあつては0.1か月分を、職員のうち再任用職員にあつては0.05か月分を引き上げるものでございます。

また、期末手当及び勤勉手当につきまして、令和5年度以降、3月期に支給する手当を廃止し、手当の支給を6月期及び12月期の年2回とし、それぞれ均等の手当額を支給するようにいたします。

職員の給料月額の改定につきましては本年4月1日から適用し、会計年度任用職員の給料月額の改定につきましては令和5年4月1日から適用いたします。

また、勤勉手当の引上げにつきましては、本年12月1日から適用いたします。

次に、議案第68号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国家公務員の期間業務職員について、退職手当の支給を受けるために必要な1か月間の勤務日数に関する要件が緩和されることとなったことに伴い、区のフルタイム会計年度任用職員等におきましても同様の措置を講ずるほか、規定を整備するものでございます。

一部の規定整備を除き、公布の日から施行いたします。

以上、8議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいまの議案のうち、議案第66号から議案第68号までの3議案につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第9及び第10を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第62号千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

高校生等医療費助成事業が東京都全域で実施されることに伴い、高校生等医療費助成を受けることができる者を拡大するほか、規定を整備するものでございます。

令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議案第69号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本年の特別区人事委員会勧告では、職員給与につきまして、公民較差896円を解消するため給料月額を引き上げるとともに、特別給につきまして民間の特別給の支給状況を考慮し引上げを行うことが示されました。

これを踏まえ、幼稚園教育職員の給料月額を改定するとともに、勤勉手当の年間支給月数につきまして、再任用職員を除く幼稚園教育職員にあつては0.1か月分を、幼稚園教育職員のうち再任用職員にあつては0.05か月分を引き上げるものでございます。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、令和5年度以降、3月期に支給する手当を廃止し、手当の支給を6月期及び12月期の年2回とし、それぞれ均等の手当額を支給するようにいたします。

幼稚園教育職員の給料月額の改定につきましては本年4月1日から、勤勉手当の引上げにつきましては本年12月1日から適用いたします。

以上、2議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいまの議案のうち、議案第69号につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました議案は、いずれも地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第11を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第59号令和4年度千代田区一般会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

補正前の額697億9864万8000円に10億9392万9000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、千代田区子育て・教育応援給付金事業、旧和泉町ポンプ所の解体工事、障害福祉サービス事業所等物価高騰緊急対策事業、国・都支出金過年度超過交付金等返還金及び本庁舎、学校施設、児童福祉施設、街路灯等の維持管理に要する経費などの追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は708億9257万7000円となっております。また、債務負担行為の補正といたしまして、旧和泉町ポンプ所の解体に係る令和5年度までの債務負担行為として、限度額2880万円を追加いたします。

以上、御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／9番西岡めぐみ議員。

西岡議員／ただいまの議案は全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長／西岡めぐみ議員の動議に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算特別委員会の正副委員長互選のため休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長に山田丈夫議員、副委員長に嶋崎秀彦議員、たかざわ秀行議員、池田ともり議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第12を議題にします。

提出者を代表して、牛尾こうじろう議員に提案理由の説明をお願いします。

牛尾議員／議員提出議案第9号について、提出者を代表して提案理由を御説明いたします。学校給食は教育の一環であり、学校給食の無償化は憲法の定める義務教育の無償の実践であるとともに、保護者の経済的負担と教員の事務負担の軽減を図ることになります。

来年4月からは、23区で初めて葛飾区が学校給食無償化に乗り出します。

ぜひ千代田区でも、憲法の実践として学校給食の無償化を実現するために本案を提案いたします。

満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長／お諮りします。

ただいまの議案は、地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第13から第18を一括して議題にします。

執行機関から報告をお願いします。

副区長。

副区長／報告第6号から第9号までの区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約、改築電気設備工事請負契約、改築空調設備工事請負契約、改築給排水衛生設備工事請負契約のそれぞれ一部を専決処分により変更した件についての4件につきまして、一括して御説明申し上げます。

これらの案件のうち、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事につきましては、地中障害物撤去に伴う工期延長等により工事費が増加したため、専決処分により契約変更したもので、

契約金額は68億4715万9000円を68億9880万4000円に変更いたしましたので、御報告するものでございます。

また、その他の各設備工事につきましても、改築工事の工期延長に伴い、それぞれの設備工事の工期を延長したこと等により、工事費及び諸経費が増加したため、専決処分により契約変更したもので、改築電気設備工事請負契約は契約金額7億1365万8000円を7億1991万7000円に、改築空調設備工事請負契約は契約金額7億63万4000円を7億1474万7000円に、改築給排水衛生設備工事請負契約は契約金額6億8878万7000円を6億9810万4000円に変更いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第10号後楽橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

塗膜剥離回数及び交通誘導員の増に伴い経費が増加したため、専決処分により契約変更したもので、契約金額は16億8839万円を17億7262万3000円に変更いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第11号損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

歩行者が区道上のアスファルト舗装の剥がれによる窪みにつまずいて転倒し、右膝を負傷した損害賠償請求事件につきまして、専決処分により、当該歩行者に対し2万3540円を支払うことで和解いたしましたので、御報告するものでございます。

以上、6件につきまして御報告いたしました。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長／以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、12月12日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願ひます。

散会します。